

平成30年12月定例会 総務文教常任委員会記録

平成30年12月14日（金）

平成30年12月18日（火）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

| | |
|----------------------|------|
| 平成30年12月14日（金） | 7 頁 |
| 平成30年12月18日（火） | 73 頁 |

平成30年12月定例会審査日程

| 日 次 | 月 日 | 摘 要 |
|-------|-----------|---|
| 第 1 日 | 12月14日(金) | <p>開会</p> <p>審査日程の決定</p> <p>議案審査（総務部）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第30号</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第28号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（企画政策部）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第30号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>陳 情</p> <p style="padding-left: 2em;">陳 情第14号、陳 情第15号</p> <p style="text-align: right;">〔協議〕</p> <p>報 告（企画政策部総合政策課、まちづくり推進課）</p> <p style="padding-left: 2em;">市民満足度調査の実施について</p> <p style="padding-left: 2em;">鳥栖駅周辺基本設計業務の変更契約について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>議案審査（教育委員会事務局）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第30号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（教育委員会事務局教育総務課、学校教育課）</p> <p style="padding-left: 2em;">学校給食センターの経過報告</p> <p style="padding-left: 2em;">学校給食センター被災復旧等に要した経費</p> <p style="padding-left: 2em;">鳥栖市部活動の在り方に関する方針</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> |

| 日 次 | 月 日 | 摘 要 |
|-------|-----------|--|
| 第 2 日 | 12月18日(火) | <p>現地視察</p> <p>鳥栖小学校</p> <p>基里小学校</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第30号</p> <p>議案甲第28号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>報 告（総務部財政課、庁舎建設課）</p> <p>佐賀競馬組合の状況報告</p> <p>市庁舎整備について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>所管事務調査</p> <p>閉会</p> |

12 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成30年12月14日付託]

議案甲第28号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例 [可決]

議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号) [可決]

[平成30年12月18日 委員会議決]

2 報 告

佐賀競馬組合の状況報告(総務部財政課)

市庁舎整備について(総務部庁舎建設課)

市民満足度調査の実施について(企画政策部総合政策課)

鳥栖駅周辺基本設計業務の変更契約について(企画政策部まちづくり推進課)

学校給食センターの経過報告(教育委員会事務局総務課)

学校給食センター被災復旧等に要した経費(教育委員会事務局総務課)

鳥栖市部活動の在り方に関する方針(教育委員会事務局学校教育課)

3 陳 情

陳 情第14号 陳情書 基里地区のまちづくりについて [協議]

陳 情第15号 陳情書 [協議]

平成30年12月14日（金）

1 出席委員氏名

| | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|
| 委員長 | 下田 | 寛 | 委員 | 中村 | 直人 |
| 副委員長 | 松隈 | 清之 | 〃 | 飛松 | 妙子 |
| 委員 | 齊藤 | 正治 | 〃 | 竹下 | 繁己 |
| 〃 | 尼寺 | 省悟 | 〃 | 西依 | 義規 |

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|---|----|----|
| 市 | 長 | 橋本 | 康志 |
| 総務部 | 長 | 野田 | 寿 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 長 | 実本 | 和彦 |
| 総務課庶務防災係 | 長 | 古賀 | 庸介 |
| 総務課長補佐兼文書法制係 | 長 | 江下 | 剛 |
| 総務課長補佐兼職員係 | 長 | 山本 | 英規 |
| 財政課 | 長 | 姉川 | 勝之 |
| 財政課財政係 | 長 | 秋山 | 政樹 |
| 総務部次長兼契約管財課 | 長 | 三橋 | 和之 |
| 契約管財課主幹 | 長 | 中嶋 | 浩一 |
| 契約管財課長補佐兼契約検査係 | 長 | 森山 | 信二 |
| 庁舎建設課 | 長 | 古澤 | 哲也 |
| 会計管理者兼出納室 | 長 | 吉田 | 秀利 |
| 議会事務局 | 長 | 緒方 | 心一 |
| 選挙管理委員会事務局次長 | 長 | 廣重 | 浩三 |
| 監査委員事務局 | 長 | 古賀 | 和教 |
| 監査委員事務局次長 | 長 | 飛松 | 研二 |

| | |
|------------------------------------|---------|
| 企 画 政 策 部 長 | 石 丸 健 一 |
| 総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 | 鹿 毛 晃 之 |
| 総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 | 田 中 大 介 |
| 企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長 | 藤 川 博 一 |
| まちづくり推進課長補佐兼鳥栖駅周辺整備推進室長補佐 | 下 川 広 輝 |
| まちづくり推進課都市計画係長 | 古 澤 貴 裕 |
| まちづくり推進課鳥栖駅周辺整備推進室整備推進係長 | 杉 本 修 吉 |
| 情 報 政 策 課 長 | 野 下 隆 寛 |
| 情報政策課長補佐兼情報政策係長 | 楠 和 久 |
| 情報政策課広報統計係長 | 山 内 一 哲 |
| 教 育 長 | 天 野 昌 明 |
| 教 育 次 長 | 白 水 隆 弘 |
| 教 育 総 務 課 長 | 江 寄 充 伸 |
| 教 育 総 務 課 総 務 係 長 | 眞 子 寛 盛 |
| 学 校 教 育 課 長 | 平 川 富 久 |
| 学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事 | 中 島 達 也 |
| 学校教育課長補佐兼学校教育係長 | 立 石 光 顕 |
| 学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事 | 古 賀 泰 伸 |
| 学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長 | 原 祥 雄 |
| 生 涯 学 習 課 参 事 | 竹 下 徹 |
| 生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長 | 八 尋 茂 子 |
| 生涯学習課文化財係長 | 久 山 高 史 |

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第28号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情第14号 陳情書 基里地区のまちづくりについて

陳 情第15号 陳情書

〔協議〕

報 告（企画政策部総合政策課、まちづくり推進課）

市民満足度調査の実施について

鳥栖駅周辺基本設計業務の変更契約について

〔報告、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

報 告（教育委員会事務局教育総務課、学校教育課）

学校給食センターの経過報告について

学校給食センター被災復旧等に要した経費

鳥栖市部活動の在り方に関する方針

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

5人

7 その他

な し

でしょうか。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ぜひ、鳥栖小学校の木の伐採をされるということでお聞きしてますので、それと、あと基里小学校のほうも、フェンスのところも、2カ所行ければと思っておりますが、いかがでしょうか。

下田寛委員長

今、御提案いただきましたが、皆さんいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

では、御異論ないということで。

じゃあ、今いただいた御意見を受けまして、また副委員長と執行部と協議をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか、それで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、現地視察はそのような取り扱いとさせていただきたいと思います。

総務部の準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

oo

午前10時49分開議

下田寛委員長

それでは、再開をいたします。

oo

総務部

議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案乙第30号及び議案甲第28号の2議案であります。

ファイルにつきましては、01（総務部）一般会計補正予算と02（総務部）委員会参考資料になりますので、委員の皆さんは御確認をお願いいたします。

それでは、議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おはようございます。

議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）の総務部関係分を御説明いたします。

説明は、お手元に配付をしております総務文教常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料2ページをお願いいたします。

平成30年度、12月補正予算概要として、歳入について説明をいたします。

款16県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節4選挙費委託金563万3,000円は、平成31年4月に施行予定の県議会議員選挙に係る経費を受け入れるものでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、次の段になります。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金、マイナス1,533万4,000円につきましては、財源調整のために減額したものでございます。

別途参考資料のほうに、基金の2ページ目のほうに基金残高のほうを載せております。一番上のほう、財政調整基金につきましては、12月補正後の現在高は約27億円の見込みとなっております。

続きまして、款の22市債、項の1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で御説明することといたしておりますが、一括して御報告いたします。

参考資料でいきますと、3ページから4ページ目と合わせてお願いいたします。

まず、款22市債、項1市債、目3農林水産業債、節1農業債800万円につきましては、県営水利施設整備事業、県営経営体育成基盤整備事業及び県営防災ダム改修事業に伴うものでございます。

続きまして、目8災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債5,720万円につきましては、7

月豪雨により被害が生じた農地、林道等の復旧に伴うものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

総務文教常任委員会資料の3ページ、予算書の34ページをお願いいたします。

初めに議会費でございます。款1議会費、項1議会費、目1議会費は、158万5,000円の補正をお願いいたしております。

節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、人事異動等に伴います議会事務局職員に係る人件費の補正でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料63万1,000円の減、節3職員手当等89万9,000円の減、節4共済費327万2,000円の増につきましては、職員の人事異動等に伴います人件費の補正でございます。

節13委託料7万円につきましては、文書配布の一部を障害者就労施設に委託するための経費でございます。

以上でございます。

三橋和之総務部次長兼契約管財課長

その下になります目の7財産管理費、節の11需用費につきましては、共用車の燃料費、修繕料、市役所本庁舎の光熱水費の不足が見込まれることから所要の額を計上いたしております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、4ページをお願いいたします。

款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費、節2給料184万6,000円の減、節3職員手当等139万7,000円の減、節4共済費63万8,000円の減につきましては、選挙管理委員会事務局職員2人分の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

次に、目6県議会議員選挙費の節1報酬から節14使用料及び賃借料につきましては、来年4月執行予定の県議会議員選挙に要する経費のうち、今年度分でございます。

以上でございます。

古賀和教監査委員事務局長

続きまして、5ページをお願いいたします。

項6 監査委員費、目1 監査委員費でございます。

節2 給料から節4 共済費につきましては、事務局職員3人分の人事異動に伴う補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

款9 消防費、項1 消防費、目1 総務管理費、節3 職員手当等4万円の減、節4 共済費5万6,000円の減につきましては、消防担当2人分の人事異動等による人件費の補正でございます。

以上で、一般会計補正予算（第4号）の総務部関係分の説明を終わります。

よろしくお願ひします。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

ちょっと教えていただきたいんですが、人事異動等で各担当のところ増減があると思うんですが、どのような人事異動なのか。昇給なのかそれとも何月の時点で異動があったとか、そういうのがあったら教えていただければと思います。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

まず、当初予算で予算を計上する際には、実際1月ぐらいの人員配置の状態で予算を組みます。

実際、4月に人事異動等がございまして人が大幅に入れかわるものですから、それによって、例えば給料が、年齢がいつてる者から若い者に変われば、給料とか共済費等も安くなったり、その逆もございますので、その調整をこの12月補正でさせていただいている状況でございます。

下田寛委員長

ほかいかがでしょうか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

議案甲第28号に入ります前に、執行部入れかえのために暫時休憩をしたいと思います。

午前10時56分休憩



その提案理由について質問したいんですが、その前にね、ちょっと2点だけ。

事務的なことなんですが、減額する給与の総額ね。それが1つと。

一部にはね、100分の100ということは少なくとも、市長もある意味では人間だから、100分の100ということは生活権を奪うものじゃないのかというふうな意見もあるんですけども、まずちょっとその2点。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

まず、減額の総額ということでございますが、1月、2月がそれぞれ95万6,000円。そして、3月が14日までの任期分ということで43万1,741円でございますので、総額で234万3,741円。総額で234万3,741円となります。

それで、100分の100の減額がどうかということでございますが、私どもとしては可能だというふうに考えております。

尼寺省悟委員

あと、次、その理由ですね。

理由について2点聞きたいんですが、まず1点なんですが、こんなふう書いてあるんですね。農地法違反につきましてということから、最高責任者として法令違反にかかる管理監督の責任及び公表した時期に関して行政に対して不信を招いた責任を重く受けとめたと、いうことで、公表した時期に関して行政に対する不信を招いたということは、公表がおくれたと、1年間おくれたと、その責任があると。

前回のときにはなかなかこれを認めようとされなかったんですが、今回は、やっぱその責任あるんだということを認めるというふうに理解していいんですか。

橋本康志市長

提案理由でも御説明を申し上げましたが、弁護士による調査を受けて、その報告書の中で、本件を公表した時期に関し、少なくとも行政に対する不信を招いた部分について責任がないわけではないと言及されておまして、そこの部分について責任があるというふうなことで提案をしたところでございます。

尼寺省悟委員

ちょっと今の言い方やったら、弁護士がそういうふう言われたからそうなんだと。自分自身ではそんなふう考えておらんというふうにも受けとめるんですけど。

どうね、御本人はそう思ってないんですか。

橋本康志市長

いえ、ですので、そういう御指摘もあって、熟慮した結果、私にも責任があると感じて御提案を申し上げたところでございます。

尼寺省悟委員

御本人、そう思っているんですね、責任があると、市長自身は。
ちょっとちゃんと言ってください。

橋本康志市長

はい。

尼寺省悟委員

わかりました。

それでは、次の質問をします。

今回はね、農地法違反に関してと、つきましてというふうに書いてあるわけですね。ところが、私ちょっと状況が変わってきたと思うんですね、状況が。というのは、駅周辺の問題ですよ。

12月3日に言われて、これ、あくまで市長の減額するという出しとるんやけど、その理由の中にね、駅周辺に対する責任が全く触れられてないと。でね、この中に、確かに駅周辺の問題、市長が断念したということは法令違反をしたわけじゃないわけですよ。

ところがね、ここ書いてある、行政に対する不信を招いたということは私は十分に言えるのではないかと思うんですよ。違いますかね。

今まで市長自身が、この間、特にね、今回立候補されたときでも橋上駅と言われて、そして専門の部署を設けて、結果として7億円、市長は7億円に対して後につながるんだというふうなことを言われてるんですけど、一般庶民にとってみては、ああ、7億円が飛んでしまったと。その責任は一体どうなるんかと。

そういった意味で、私は農地法だけではなくて駅周辺、ね。白紙撤回したということに対する行政に対する不信、その責任もね、私、明確にして言葉だけやなくて、こういった形で、やっぱ示すべきじゃないかなと思うんですけどね。その辺はいかがですか。

橋本康志市長

鳥栖駅周辺につきましては、御報告を申し上げましたように、今回、当初40億円程度というふうに見込んでおりました費用について、コンサルタント会社からの基本設計の金額が80億円程度ということで示されまして、これをそのまま実行することについて財政的に非常に困難を生じる、経常経費的などころにまで手をつけなければいけなくなる事態が想定されたということで、大幅な見直しをするということで考えておりました、今後、選挙を経なければ、どうこうということは申し上げられないと思いますけれども、JR九州、あるいは佐賀県についても、今後も大幅見直しについて、検討に加わっていただくよう働きかけをして、継続していくべきものというふうに考えております。

また、鳥栖ビルの跡地の購入をさせていただいたりしておりますけれども、これについても駅前広場、あるいは交差点については、問題を抱えていることは今でも変わっておりませんので、この解消に向けても歩みを進めなければいけないと思っておりますので、その際に活用できるものだというふうに思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今、大幅な見直しをするというのは、私は初めて聞いたんですけどね。

私、一般質問の中でも言いましたけれども、80億円という提起があったときに、10月ですかね。その報告を受けたときに、もともとは40億円なんだと、多分40億円であれば財政の見通しがつくというふうな判断からだと思うんですけどね。

その地点で、80億円になった地点で、いわゆる規模の縮小ですよ。要するに、鳥栖市の財政の規模でちゃんとやれるというところまで金額を抑えて、それでもう一回やり直せと。

だから、基本計画の発表も11月ではなくて、もっとおくらせてもよかったし。

今ね、大幅な見直しすると言われたんですが、今の地点で、あの白紙撤回した段階で、例えばJRがのってくるか、あるいは県がね、やっぱり私はもう本当に不信感があって、なかなかその土俵にのってこないと思うんですよ。

だから、そう言われるなら、大幅な見直しをと言われるならば、私がさっき言ったような形で、10月の地点で、聞いた段階で、そして基本計画の発表はまだ延期すると。この大幅な、80億円になったと。これじゃいかんから、大幅な見直しを指示すると。だから、基本計画の発表を待て、というような形で言えばね、また違った結果になるだろうと思うんです。

ところが、今みたいな形でもうやめたというふうになると、私も別の地点で質問したけれども、東口の設置も駅前広場についても、交差点についてもみんな白紙状態で、もうどうなるんだと聞いたとしても何もわかりませんと、そういう状況になってしまっていると。

そういった意味での責任ですよ。行政に対する責任。

そりゃ市長に対する責任については、選挙のときに判断されると思いますけどね、その前に今の地点で、やっぱりそういった責任あるんだっちゅうふうなことを明確にするために、この中にですよ、加えるとか。あるいは、金額的には100分の100で足らんならば――さっきは、100分の100でいいかどうかと聞いたときには大丈夫だと言われたんだから――退職金をね、一部返納するとか、そういったことも状況が変わったんだから、考えてやるべきじゃなかったのかなと思うんですけども、その点はいかがですかね。もう一回聞きますけれども。

橋本康志市長

私といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、鳥栖駅周辺につきましては、今後とも鳥栖にとりまして将来、非常に重要な案件であると思っておりますので、課題の解消に向けて努力していく課題だというふうに思っております、今回の基本設計にまつわるさまざまな事象につきましては、将来の検討において、役に立つものというふうに考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

もう、何度も言いませんけど、私としてはね、やっぱり今回の駅周辺整備、白紙断念に対する責任はとるべきであるし、そのことはちゃんとこの提案理由の中にやっば加えて、そしてそれに足る分だけの、100分100で足らんならば退職金の一部返納とかそういったことを踏まえた形で言うべきであると。

言わないような、この提案であればね、私は同意することはできんと、いうことをちょっとまず申し上げておきたい。一応、終わりますけどね。

下田寛委員長

意見としてですね。

ほか、いかがでしょうか。

松隈清之委員

前回、提案をされたときの減額——30%の3カ月でしたっけ——のときの額って幾らになりますかね。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

前回提案の100分の30の3カ月の総額ということでございますが、総額で86万400円ございました。86万400円の減額でございました。

松隈清之委員

ありがとうございます。

先ほども御答弁ありましたが、提案理由の説明に公表のおくれに対する責任を加えられたということなんですけど、今回が234万円ぐらいなんですよね。

前回は86万円、この差っていうのはどういうふうに理解をしたらいいですか。

橋本康志市長

9月議会で提案しましたもので、厳しい御意見を頂戴しております。

また、それを受けまして、法律家による確認作業をしていただいております。それを総合的に勘案した上で、100分の100ということで御提案したところでございます。

松隈清之委員

弁護士がつくった報告書も拝見してますけれども、表現としては、先ほど市長も答弁され

ましたけど、公表のおくれに対しては、私からするとやや柔らかな表現ですよ、ないとは言えない。あると断言しているわけじゃなくてないとは言えないという、やわらかい表現ですよ。

ただ、それに対して、市長もないとは言えないということはあるんだということで、その責任をとるということでございますが。だとするとね、最初の86万円からすると大分金額が多いんですよ、減額する金額が。

ちゅうことは、ないとは言えないという公表おくれの責任の重さ、というのがこの額に反映されているってことですか。

そういうわけではない。

橋本康志市長

それも反映されているというふうに考えております。反映したと考えております。

松隈清之委員

ということは、150万円ぐらいになりますかね。

前の金額からそれぐらい上がってる金額が、公表おくれに対する責任として、御自身で考えられて、今回改めて提案されたということによろしいですか、そのことについては。

橋本康志市長

公表おくれが何か月分とか、あるいは何%とか、あるいは管理監督責任は何%ということではございませんで、総合的に勘案して100分の100の3カ月ということで御提案したつもりでございます。

松隈清之委員

もちろん、これが何か月分ということはないのかもしれないですけども、要は、前回提案をされました。

それで、いろんな反対される理由はそれぞれの議員にあったのかもしれませんが、結果として否決されたんですが、その中の大きな理由の一つとして、この公表のおくれに対する責任が入ってないっていうのは私も含めて御意見がございました。

それで、言えば、私はこの100分の100がいいとか悪いとかっていう評価はちょっとできないんですけども、何に対して責任をとってるかっていうことに対しては明確にしとくべきだと思うんで、じゃあ、少なくともこの公表のおくれに対して相当の責任があると思っていると理解をしいですか。

橋本康志市長

先ほど来、申し上げておりますように、まずは、市の最高責任者としての管理監督責任、そして、公表がおくれたことに対して行政に対する不信を招いたということでございまして、

そういったものを総合的に勘案した100分の100ということで御提案を申し上げます。

松隈清之委員

わかりました。

先ほど、尼寺委員からもございましたが、その理由という、その不信を招いたということで言えば、駅周辺の断念というのもやっぱり言われるように不信を招いている部分があると思うんですよ。

私は、事業費が大きくなって、先ほど市長が答弁されましたように、事業費が大きくなって場合によっちゃ経常経費にまで手をつけなきゃいけない状況になったから断念するっていうことだけをね、断念したからって言って、それは不信を招いたとまでは言わないですよ。

ただ、結果としてその七億幾らの公費が無駄になったというところの責任はあるとしても、その事業費の額が大きくなったので断念する、これはあり得ることだと思うんですよ。

ただね、やはり一般質問でも言いましたけど、事業費が大きくなって、場合によっちゃ経常経費にまで手をつけなきゃならないようになった状況っていうのは、11月27日に我々に説明する時点でもわかってるんですよ。わかっているんですよ。

それを我々に説明する、翌日新聞報道にも説明する、新聞報道が出る、で、市民はこういうパースの絵も出てましたんでね、こういう事業がされるんだ、ということを知るわけですよ。それが数日で断念されるっていうことに対して、やっぱり大きな不信感を抱かれると思うんですよ。

だから、市民に対する不信感を抱かせるっていうことに対して責任をとったと、いわゆる、このときでは、公表のおくれに対して市民への不信感を与えたという責任をとって、今回大幅に減額幅をふやされているんですけども。今回断念に至って、市民も当然不信感ありますけど、事業を一緒にやってきた県に対しても、電話、御一報を入れるっていう形で、場合によっちゃ不信感を抱いてると。JRに関して、全部が全部じゃないにしても、かかわってきた多くの方々にとってはですよ、急に断念ということになったというのは、当然、電話で御一報ですからね。

そうすると、鳥栖市に与える損失っていうのは、それこそ金額でははかり知れないほど大きいような気もするんですけども、そこに対して御自身は責任はとるべきであるという気持ちはないですか。

橋本康志市長

駅周辺の整備につきましては、10月の初旬にかなり大きな金額になりそうだということが推察されてきて、そこから経費節減、縮減、あるいは事業実施時期の見直し等々さまざまな手法を考えながら、何とか実現に向けて歩みができないかということを示し、ずっとや

ってきておりました。

また、議会の皆様に対しましては、11月中ぐらいに何とか基本設計の内容については御報告を申し上げるという話を申し上げておりますので、その御報告もしなければいけないということで御報告をしてきております。

また、佐賀県、あるいはJ R九州につきましても報告が上がり次第説明に上がって状況を説明してきておまして、それにつきましては、今回大変残念なことですが、断腸の思いで橋上駅と自由通路をベースにした計画については断念せざるを得ないという判断をいたしましたけれども、今後とも、意思疎通を図りながら駅周辺の課題について御協力賜るようお願いをしていきたいと考えているところです。

松隈清之委員

若干、矛盾するといいますかね、10月ぐらいにそういう事業費が大きくなるということがわかって、J Rとも県ともそういうことで話をしてきたというような答弁なんですけどね。

ということは、11月27日に、11月に議会に説明をするということをお約束をしたからという答弁もありましたけど、その時点では、やるかどうか未定な状態で約束であるから説明したということなんですかね。

そういう判断をまだ迷ってるときに、県ともJ Rとも協議をしつつ、市議会に対しては約束であるからその説明をしたと、やるかどうかはその時点では決めてなかったということなんですか。

橋本康志市長

11月27日の段階では、何とかできる方向で検討しながら御説明を申し上げたと思っております。

松隈清之委員

そこは、市長がそういうつもりだったのかもしれないですけど、11月27日の時点で、市長おられなかったですけど、その中で、本当にこの金額でこの事業をやるんですか、という質問してるんですよ。議員から出てるんですよ。

そのときには、市長は本当に、これやるつもりがあるんですかっていうことも言ってるときには、やるって言ってるんですよ、担当は。担当は少なくとも、こういう説明をするということは、もうやるということになると。

この124億円の事業をやるということになるんで、当然市長に、この124億円の事業を説明するってことはこの金額で走り出すことになりましていいですかっていうことを聞くはずなんですけど、そういうこの金額の事業の説明するということはこの事業をやることになりますよと、やる決断をしたということでもいいですかっていうような確認とか、あるでしょう

多分。

それがあって、多分説明していると思うんですけど、そういうのを担当が何もせずに、ただ単に124億円の事業で我々はずっと前からそれをやれと言われてるので、議会のお約束のためにただ説明、市長に何も聞かずに説明したってということなんですか。

橋本康志市長

先ほど来、申し上げておりますように、何とか事業時期も含めて、あるいは事業期間も含めて、やれる方向性はないのかという模索をずっと続けていたということでございます。

松隈清之委員

結果ですよ、これは、もちろんそうなのかもしれんですけど、結果として、模索をしながらということとは、やれるかどうかわからないような状態で発表してるんですよ。

市民に対しては、その事業が行われると、パスも出て駅はこういうふうになるんだというふうに思っている。しかし、5日後に断念と。翌日の新聞にはそれが出ると。

となると不信感を持たせるでしょう。弁護士に、もう一回調査してもらいますか、この判断がどうだったのかっていうのを。

不信感を持たれると思うんですよ。

それで、私はね、何回も繰り返し言いますが、その断念がどうこうというよりはそのやり方なんですよ。言われたように、模索してるんだったら、じゃあ議会への発表をちょっと待ってもらえませんか、もうちょっと時間いただけませんか、しっかり判断させてくださいということだって言えたんですよ。

あるいは、JRとか県に対しても非常に事業費が大きくなってきて、今の鳥栖市の置かれている財政状況の中で、これちょっと事業ができるかどうかわからない。事業時期に対して、もうちょっと検討する必要があるんで、その協議をして、もし、仮に断念になったら、もうこれで、ちょっととりあえず一旦これで断念しますとか、大幅な見直しのために設計から、基本計画からつくり直しますとかっていう協議をされて、じゃあ仕方ないですね、という三者である程度コンセンサスがとれた上で、我々に発表したってよかったじゃないですか。

そのほうが不信感を持たないですよ、JRさんも佐賀県も議会も市民も。

ただ、断念という結果のよしあしじゃなくて、そこに至るまでのプロセスとかっていうのが非常に、あらゆるところに不信感を持たれるような動きであると私は思うんですけども。

そこに対しては、今回の断念へのプロセスが適切であったと市長は思われていますか。

橋本康志市長

今回の断念に至るプロセスの中で、さまざまな協議を続けてきております。

また、これからも佐賀県、あるいはJR九州に対して丁寧な説明を申し上げ、また御理解

を賜りますよう申し上げ、今後の大幅な見直しについて御協力を賜ることができますように、お願いをしていきたいと思っております。

松隈清之委員

いや、そうではなくて、今回の発表から断念に至る一連の流れが適切だったと思われませんかという質問なんですよ。

橋本康志市長

適切だったかどうかというのは御判断いただくとして、我々は精いっぱい、さまざまな検討を重ねて、断腸の思いで断念に至ったというふうに考えております。

松隈清之委員

精いっぱいやってこられたっていうのは、それは別にうそではないと思いますけれども、こういういろんな御指摘が一般質問を通じてあったわけですよ。

振り返ってみたとしても、いや、適切であったと思うのか。いや、そういう御指摘があるなら、ああ、確かにそのとおりだな、適切ではなかったなとかっていう考えてないんですか。

橋本康志市長

そこは、それぞれの皆さんの御判断だと思っております。

松隈清之委員

僕、そういうところだと思うんですね。

前回の公表おくれに対しても、そのときは責任を認められない、弁護士さんの報告で、ないとは言えないと言われたから、じゃあ責任があると言われるんならとりましようとか。

不信感を持たれるっていうことに対する意識が低いんじゃないかなと思うんですよ。

そのときに、仮に、ああ、確かに御指摘のとおりそうすべきでしたねと、やり方がまずかったかもしれませんとかってお認めになれば、まだしもですね。明らかに不信感を持たれるんですよ、このやり方が。

だから、僕は断念自体をどうこう言うつもりはないですけど、断念に至るプロセスは非常に市民とか関係者に対して不信感を持たせることになってるし、今回の提案が新産業集積エリアの件に関してですけれども、ある意味同じことじゃないですか。そのときは、公表おくれに対して責任をお認めならなかったけれども、弁護士さんが、いや、そらないわけじゃないよと言われたら、ああ、そうなのかと。

今回も、そう言われたことに対して、それは皆さんが判断することですと、それ言われるなら、じゃあこの経緯、やり方が本当に適切だったのかどうか、じゃあ弁護士入れてもう一回調査したらどうなのかっていう話なるじゃないですか。

御意見で結構です。

下田寛委員長

意見ということで。

西依義規委員

いや、僕は100分の100で3カ月で、もうこれ以上ない減額というか、あとは退職金という話があるんですけど。単純に、もうこれで、また駅の、例えば駅周辺整備、僕も一般質問したんですけど、駅周辺整備を断念するのなら、僕はもちろん責任をとるべきだと思うんですよ。

ただ、駅周辺整備の橋上駅と自由通路を断念したんだから、もっといい手法、市民の幸せになる手法を考えますということで、もちろんいろんな捉え方、市民の皆さんの捉え方があるんですけど。何もかんも断念なら絶対責任をとるべきですけど、橋上駅と自由通路を断念したのにどう責任をとるか。

あと、公表がおくれて責任をとって、今度すぐ公表したらもっと責任をとれと言う。

意味わか——こっち、こっちに言うちゃいかんですね、すいません、こちらなんで。すいません、私も意見でございますんで。

意見で、はい。（「誰に対する」と呼ぶ者あり）

いや、こういう今の議論を聞いて。

下田寛委員長

執行部にお伝えしたいということですね。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。

尼寺省悟委員

ちょっと、さっき聞き漏らしたかもしれないんで、もう一回確認のため聞きますけど、今の地点で市長、今の議論を聞いて、やはりこの提案といたしますか、もう、やっぱり変えると。駅周辺整備も含めた形で、市長の責任をとるというふうな提案に変えるというお考えはないですか。今の地点で。

橋本康志市長

今回、御提案いたしましたものは、新産業集積エリア整備事業に係る件でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

いやいや。だから、それだけではなくて、駅周辺整備についても責任をとるんだということで、それを追加といたしますか——して責任をとる考えはないのかと聞きとる。（発言する者あり）

いや、それを聞いとるんよ。イエスかノーか。

橋本康志市長

そういう考えはございません。

下田寛委員長

ほかいかがでしょうか。

飛松妙子委員

9月議会より、私も市民の方からいろいろと御意見、話を伺ってまいりましたが、やっぱり市長って女性に人気があるので、女性の方から、まず9月議会で30%3カ月減額っていうことが出た時点で、もう市長が大変に可愛いそうだと。市長は違反してないのに、何で市長が責任をとるのと。職員が悪いんでしょうと、職員が違反をしたんでしょうと。

何で市長が責任をとるんでしょうかと、そういうことも言われましたので、確かに職員が違反を起こしたんですが、鳥栖市が農地法違反を起こしましたと、その責任というのは市長にもございますと。だから、市長がそういう提案をして、結果否決はしましたけど、そういうことですとお話をしますと、そういうことなんですねってということで、やっと御納得をいただけるような状況でございました。

さまざま意見はあったんですが、やはり民間と比べたときに、例えば自分に降りかかる不利益なことが、電気製品とか事故が起きたといったときに、その事故の原因が会社側にあるとしたら、じゃあその会社側にあるのはつくった人の責任なのかと。いや、やっぱりトップの、会社のトップが責任だよって話になるわけですよ。それ考えたときに行政も、やっぱり同じではないかなと私は思ってます。

そういった意味で、金額がどうのこうのじゃないですよ、30%減額だからオーケーで、オーケーじゃないと。100%だからよくて、よくないってそういう問題じゃなくて、やっぱり、市民の皆様方は真実を知りたいし、じゃそこに対してどういう責任をとるのかっていうのを知りたいだけだと思うんですね。

だから、市長が100%とるのは、私も、ああ、本当にかわいそうだなと思います。生活もしなくちゃいけないし、奥様もこれからの生活をどうやってしていられるんだろうって、本当に思います。先ほど、答弁では100%減額でもやっていけますという御答弁もありましたが、果たして本当に100%がよかったのかなって気もしないではありません。

ただ、一方で、またある女性の方は、100%じゃ少な過ぎるというお声も確かにありました。やっぱそれだけ、責任はトップとして重いんじゃないかということもありました。

それで、さまざま、鳥栖駅周辺整備の事業断念とかもあるんですが、やっぱり市民の皆様がすごく楽しみにして、テレビでも放映されて、私もいろんな橋上駅とかの整備事業に関し

て賛成もしてまいりましたので、また一方ではお金がかかるんでしょとか、一体何年その整備事業にかかるんですかというお話をいただきながら、実は10年かかるんですとお話をすると、もう私生きてないやんと。そういうことも言われながら、でも、鳥栖駅周辺が変わるならっていうことですごく楽しみにお待ちになってた方々が、本当に1週間足らずで断念というお話を聞かれたときに、鳥栖って何なのって、やっぱそういうところがすごく残念に思っ
てらっしゃいます。

そういった意味では、先ほど何回もお話があったように、11月27日に発表しなくてもよかったんじゃないかなと。それ考えたときに、じゃあ議会と執行部の、何て言うんですが、やりとりっていうのは、是々非々ではあるんですが、そういう御相談とかもなかったのかなと。11月に発表しないといけないから発表しますじゃなくて、やっぱりその辺の事情というものをもっとコミュニケーションをもって取っていただかないといけないんじゃないかなっていうところをいろいろ話を聞きながら感じております。

さまざま9月議会から起こってきて、一番私が心配してるのは、職員の方々のやりがいとか仕事に対する意欲とか、その辺がやっぱり失われてきているなっていうのをすごく感じて
います。ここを取り戻すために、市長は100%の減額でいいわけはないと思うんですね。

この金額の問題じゃなくて、やっぱり鳥栖市がこれから変わっていかなくちゃいけないって、そういう部分がとても重要じゃないかなと思いますので、その部分で市長がどのように、今後職員に対して、また、鳥栖市の市民の皆様に対してやっていきたいのかっていうのをお伺いしたいと思います。

橋本康志市長

それぞれの部署の職員、それぞれの担当の仕事をきちんと進めるべく頑張ってきてくれて
おりました。

今回、鳥栖駅周辺につきましては、まちづくり、まち課のほうで担当してくれておられ
て、本当に一生懸命やってくれております。ただ、こういうことになって、意気消沈してる部分もあろうかと思っております。

ただ、先ほど来、申し上げておりますように、鳥栖駅周辺につきましては、将来の鳥栖市
にとって大変重要な案件だというふうに思っております、これをやめるつもりではありませんし、今後とも鳥栖の将来のために何らかやっていかなければいけないというふうに思
っておりますので、そこで、また職員とも協力をしながら突破口を見出す努力をしていきたい
というふうに思っております。

また、コンプライアンスの件につきましては、さまざまな研修等を通じて、やはり法令遵
守の中で仕事ができるように訓練もしていきたいと思っておりますし、啓発を常に続けていきたい

と思っております。

また、市民の皆様には、事あるごとに丁寧な説明に努め、御理解を賜るようによっていきたいと思ひますし、また関係各所につきましても、今、それぞれ私自身が足を運んで説明を申し上げておりますので、御理解を賜りますよう努力をしまいにりたいと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

本当に、重く受けとめていただきたいと思っております。

職員の皆様を見ると、毎日残業もされてらっしゃいますし、本当に鳥栖市の職員としての誇りをですね、持って仕事もしていただきたいし、職員としてやり遂げたっていうものを残していただきたいと思っておりますので、そういった意味では本当に市長には信頼回復に努めていただきたいことを一言申し上げたいと思ひます。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

よろしいですか。それでは質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑を終了いたします。

企画政策部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時45分休憩

〰〰

午後 1 時 8 分開議

下田寛委員長

それでは、再開をいたします。

〰〰

企画政策部

議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

下田寛委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第30号の1議案であります。

ファイルについては、03（企画政策部）一般会計補正予算になります。

それでは、議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

委員会の審査に入ってください前に、一言御挨拶申し上げます。

企画政策部関連の補正予算につきましては、先ほど委員長から御紹介があった平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）でございます。

この予算につきましては、人事異動等によります人件費の調整分及び県事業負担金を合わせまして472万9,000円を計上いたしております。

なお、鳥栖駅周辺整備事業につきましては、今回の断念につきまして、関係機関を初め地元関係の皆様にご説明させていただいている状況でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、どうぞ御審議賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

野下隆寛情報政策課長

議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

お手元の資料、総務文教常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項5統計調査費、目1統計調査総務費について御説明いたします。節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、人事異動等に伴います職員2名分の職員手当等の補正でございます。

以上でございます。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、3ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節2給料から節4共済費まではまちづくり推進課9名分の人件費等の補正でございます。

節2 給料につきましては6万9,000円、人事異動等による給料の補正でございます。

節3 職員手当等につきましては18万6,000円の減額、節4 共済費につきましては32万円の減額となっております。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金451万3,000円につきましては、資料を4ページ目におつけしております。佐賀県が行います都市計画基礎調査でございます。

佐賀県がつけられる鳥栖基山区域マスタープランの元資料となるものでございます。事業名につきましては、鳥栖基山都市計画基礎調査業務委託、発注者は佐賀県でございます。工期は7月6日から来年3月20日まで。佐賀県が契約された金額は1,316万880円。それで、本市の負担分につきましては451万2,664円でございます。

この業務につきましては、県のほうが5割を負担していただきまして、残る50%につきましては鳥栖市と基山町で事業費相当分以案分をして負担しております。

根拠法令は、都市計画法第6条でございまして、調査項目につきましては記載しておるとおりの調査を行うものでございます。

続きまして、目6まちづくり推進費、節19負担金、補助及び交付金90万円につきましては、佐賀県の街路調査の県事業負担金分でございます。

なお、この県の事業につきましては、今回、本市が鳥栖駅周辺整備事業断念ということで、関連業務でございました。県のほうと現在調整中ではございますけれども、2月の佐賀県定例会で減額をする予定で考えているということをお伺いしております。

今回、予算計上させていただいておりますけれども、本市といたしましても、3月定例会において減額の補正のお願いをしなければならないと考えているところでございます。

以上、議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)、企画政策部関係についての御説明を終わります。よろしくお願いたします。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

西依義規委員

都市計画基礎調査の工期が、もうさかのぼってというか、7月6日ってということなんですけど、こういう形で大体出てくるんですかね。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

基本的に、県事業負担金につきましては、工事につきましても、こういった業務委託関係の負担金につきましても当該年度分を12月に県から請求が来ますので、その時期に合わせて補正をさせていただいております。

西依義規委員

じゃあ、もう一つ、街路調査の具体的な内容をちょっと教えてください。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

県事業につきましては、新規事業等につきましてBバイCの算出が不可欠ということでされております。

それで、今回対象になっているのは、本通筋の鳥栖平田線、あと曾根崎停車場線、この2路線が対象となってBバイCの算出をされているところでございます。

下田寛委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

尼寺省悟委員

せっかくだから、ちょっとしますけど。

さっき、はっきり聞こえなかったけれども、今度、断念に伴って県と鳥栖市でも減額の予定だというふうなことを言ったけど、金額とか言われたかな。金額とかその項目とかいうものについては。

ちょっと、はっきり聞きたいと思って。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

佐賀県の、今回の街路調査業務につきまして、事業費は600万円と、昨年、平成29年の1,600万円と合わせて2,200万円が2カ年でされております。

それで、2カ年のうち、地元市町村の負担は15%でございますので、90万円。それと、昨年既に、もう計上しておりますが240万円が平成29年度分としてもうお支払しておりますが、合計で330万円。

そのうち、今回補正をお願いしている金額が、今年度、平成30年度分の90万円でございます。

しかしながら、この600万円の県事業が、今回の鳥栖駅周辺整備事業を市のほうが断念したということで、業務を執行されませんので、2月の県議会で減額補正をされる予定であるということで、今、話をお伺いしております。

そういうことで、市のほうの、今回予算計上をお願いしております90万円につきましても、3月の定例会で減額の補正をさせていただくことになろうかというふうに考えておるところでございます。

尼寺省悟委員

この際だからちょっと聞くけれども、これは市長に聞かなわからんと言ったらそれまでの話だけれども、今回、市長は断念をしたけれども、大幅な見直し、ね。大幅な見直しを考え

て指示している、そういう言い方をされたけど。

実際問題として、今まで計画してきたことに対して大幅な見直しをして——大幅な見直し、ちゅうのは要するに、簡単に言ったら今80億円かかったものを例えば40億円か何十億円か知らないけど、少なくとも財政的な見通しができるような形での大幅な見直しを、そういう考えみたいなのをね、さっき言われたけれども。

何か、いままでの、あなた方の話とか一般質問の答弁を見ると、どうもそういうことじゃなくて、まったくもって白紙撤回のような気がするけれども、何かその辺は聞いている。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

伺っておりません。

それで、基本的に我々、聞いているのは、橋上駅と新自由通路の計画を中心とした今回の鳥栖駅周辺整備事業は断念、それだけです。

尼寺省悟委員

これ以上はあなた方に聞いても、市長に聞かないかんやったかなあと思うけれどもね、さっきは、大幅な見直しを考えていると。あたかも、一応はあの計画は断念したけれども、今後はね、そういった形でこの事業というのはずっとやっていくんだちゅうような形でね、ちょっと聞こえたんで、ちょっとその辺をね、聞いただけのことなんです。

そういうことやね。何も聞いてないということやね。

いいです。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係議案の質疑を終了いたします。

今から陳情協議に入りますが、執行部入れかえのために暫時休憩をしたいと思います。

午後 1 時20分休憩

oo

午後 1 時21分開議

下田寛委員長

それでは、再開いたします。



陳 情第14号 陳情書 基里地区のまちづくりについて

陳 情第15号 陳情書

下田寛委員長

それでは、陳情第14号 陳情書 基里地区のまちづくりについてと陳情第15号 陳情書を議題といたします。

この際ですので、この陳情について、委員の皆様方から質疑や御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

中村直人委員

陳情が出たときにはこういう状況だったかもしれませんが、陳情第14号で2番目、鳥栖駅整備計画についてということがありますが、この一番最初に、今後の鳥栖駅、橋上による整備計画と聞き及んでおりますということで、それ変わっているのです、そこら辺も含めてね、やはりもう少しこの中身の検討をしないと、出されたときの状況と今日状況、若干違ってるもんだから。

そこら辺は、ちょっと我々のほうも研究しなくちゃいけないだろうということがありますから。

ですから、今、一概にこうだとは言えないと思うので。それだけです。

下田寛委員長

そうですね。

中村委員から御意見いただきました、ありがとうございます。

ちょっとそういったことにもなっておりますが、皆様からいただいた御意見をもとにお返事をしなければならないところもありますので、皆さんから御意見等をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

松隈清之委員

この陳情第14号によると駅の東側に改札口を設置すれば地下通路によるJR利用で、ということが書かれているんですけど、これまでもたびたび答弁では——これ多分、地下通路を利用した東口の設置ということなんでしょうけど。

相手方がね、JRさんですから、これまで橋上駅で議論してましたけど、大幅な見直しは

どういうことを指しているのか私もよくわかりませんが、こういう議論をする余地が今あるんですかね。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

地下道延伸については、可能性はほぼゼロだと思っております。

基本的に、現在の地下通路の老朽化、あと天井が低い、幅員も狭いといったようなことで、基本的に今の時代に合っていないというのが、恐らくJRさんのお考えです。

先般の7月の豪雨の際も、南北の地下通路、膝上まで浸水してエレベーターも故障したという現実がある以上、現在の地下通路を延伸して東口改札のみ設置するというのはなかなか賛同いただけないものと考えています。また、そうしたことも市長には御報告しておりますので、市長の大幅な見直しの中にも入っていないと我々は受けとめております。

松隈清之委員

先ほど、今後のことについては特に、断念しか聞いてないということでございますので、これに関してはなかなか現時点ではお答えのしようがないということしかならんのかなと。

2番はね、2番に関してはそうなるのかなと私も思います。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

西依義規委員

2番の件に関しては、手法はどうであれ、最後の一文の長期展望による整備計画を早急に取り組むことを要望は、どんな形か整備をしてくれっていうところは、だから現段階ではその手法いろいろですけど、我々としても整備はしなさいっていう方向はいいのかなと思うんですが、その答え方。

私はそう思いますけど。

下田寛委員長

ここに関しては慎重に、ちゃんと尊重させていただくということですね。

じゃあ、14号はいいですかね。（「あと3番」と呼ぶ者あり）

3番。

松隈清之委員

この3番の市街化調整区域の活用についてという部分については、土地利用計画、土地利用構想のところに触れてあるのかなという気もいたしますが、ここについて、執行部はどのようにお考えですか。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

私も、これまちづくり推進協議会と区長会から出てきた陳情書、似たようで似てない部分

もあつたので直接お伺いしています。

それで、土地利用構想のことなのか、ということも実際具体的にお伺いしたんですけども、そういうことじゃないと。ということで、我々執行部でも回答をいたしますけれども、我々が回答の趣旨で書いているのは、区長会のほうが市街化区域の土地利用なんですね、内容としては。それで、現在開発行為に伴う道路新設の補助を今させていただいておりますので、その点。

あと、まちづくり推進協議会のほうから調整区域内の土地利用が出てきております。このことにつきましては50戸連たん制度、こうしたことを趣旨に回答をつくっておるところでございます。

松隈清之委員

わかりました。

具体的に、これ要望書なんで、これに対しての回答っていうのはちょっと別になるんですけど、具体的に相談とか受けているんですか。ここの調整区域のこの部分でどうにかなるか、ならんかとか。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

我々のところに直接お見えになったり要望が出されたという、実績というか事例はございません。

松隈清之委員

ということは、総論としてっていうことであれば、土地利用構想、土地利用計画のところあたりというのは、特にその聞き取りの中でないにしても執行部の考えとしては出すつもりはないということですか。

石丸健一企画政策部長

土地利用構想については、総合計画の土地利用計画のもとですので土地利用構想自体がひとり立ちしているというものではございません。

ただ、私どもが考えているのは、現在マスタープランを作成中でございますので、その中で方向性なりで位置づけができたならというふうには思っております。

下田寛委員長

よろしいですか。

ほか、よろしいですか。

今、14号いただいたんで15号のほう、いかがでしょうか。

これ、2番に関しては、駅前、橋上の話ですよ。3番は、今、課長からお話しいただいた部分ですね。

今、15号はいかがでしょうかということ。（発言する者あり）

だから15号のほうを。

松隈清之委員

3番の、タイトルはちょっと基里小中学校の存続についてとなっておりますが、先ほど課長からも答弁ありましたように、内容的には市街化区域のことだと思うんですね。確かに、小中学校の児童数は減少をしているんだらうと、私も以前調査したときに、基里地区は人口減ってましたので、そうなんだろうと思うんですが。

今、こういう御意見出てきて、基里地区に関して、何かこういうことをしなきゃいけないなとか、そういう課題めいたものって何か持ってありますか。

石丸健一企画政策部長

先ほども申し上げましたけれども、鳥栖市の区域の中で、松隈委員もおっしゃいましたけど、基里地区の人口減というのが、ちょっと課題となっておるというのは認識をいたしております。

したがいまして、今作成中の都市計画マスタープランの中で居住地域、それから工業地域等の位置づけができたならなということ、その中で方向性等を示せばというふうに思っております。

下田寛委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

じゃあ、陳情については終わります。



報 告（企画政策部総合政策課、まちづくり推進課）

市民満足度調査の実施について

鳥栖駅周辺基本設計業務の変更契約について

下田寛委員長

続きまして、議案外ではございますが、執行部より報告事項がありますのでこれを受けたいと思います。

ファイルにつきましては、議案外の報告というものが入ってますんで、01ですね。

それでは、報告をお願いいたします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず初めに、市民満足度調査に関してでございます。

資料はタブレットの、先ほど委員長から御紹介ありました資料をごらんください。鳥栖市のまちづくりに関する市民満足度調査についてでございます。

いわゆる満足度調査と呼んでおりますけれども、これにつきましては、現在の第6次総合計画に掲げております取り組み項目につきまして、市民の皆様の満足度、重要度、そして認知度等を調査いたしまして、今後の施策に反映することを目的に実施をするものでございますけれども、次の総合計画の策定の時期を近々迎えておりますので、その策定の基礎となる資料とするために、できるだけ直近で市民の皆様の御意見を把握したいということで、今回この調査をさせていただいております。

調査期間でございますけれども、平成30年12月10日、先般から始めておりますが、12月10日から年明け1月11日まで調査を行うとしております。

それで、調査の対象でございますけれども、18歳以上の市民の方の中から2,000名の方を無作為抽出させていただきまして、調査表を直接該当者の方に送らせていただきまして、封書でお返しいただくという形をとらせていただいております。

調査の内容につきましては、調査表もつけておりますけれども、回答者の属性であったり、あと鳥栖市のことというようなことで、取り組みについて回答者の皆様が感じていらっしゃることであったりとか回答者御自身のことということで、取り組みに対する回答者の実践度、そういったものをお尋ねすることとしております。

調査票がまた資料であると思うんですけれども、今回のこの調査、これまでやってきておりますけれども、どれくらい市民の皆様の満足度が、いわゆる向上しているかというところで、変化を見ていくということで、基本的には前回調査をしております設問と同じとなっております。

よりわかりやすくするように表現を一部改めているところもございますけれども、基本的に同じ設問としております。

その中で、4ページになりますが、質問の3、まちづくりに関して、お聞きしますという設問で、今回、鳥栖駅周辺が活性化していると思いますかという設問をここで挙げさせていただきます。

これにつきましては、先般、橋上駅及び自由通路によります現計画での計画断念ということで発表をしておりますが、この調査の中では、これまでの鳥栖駅周辺整備に関します取り

組みに対する市民の皆様の満足度というようなことで調査をしたいと思っておりますので、調査項目では前回同様、ここにお示しをしているところでございます。

こういった形で市民の皆様に御協力いただきながら、調査結果をまとめまして今後の施策に生かしていきたいと考えております。

満足度調査は以上でございます。

下田寛委員長

じゃあ、続けてお願いします。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、まちづくり推進課からの御報告でございます。

断念いたしました鳥栖駅周辺整備でございますけれども、昨年からは基本設計業務、3本発注しておりました。この各業務につきまして、工期が11月30日というふうに設定しておりましたが、現在も作業中の部分がございます。ほぼ、業務が終えるところまで来ているので完成していただきたいと思っております。

つきましては、今回事業費も膨らんだということ、既に御承知でございますけれども、そうしたこと等により契約金額等変わっておりますので、そうしたところの御報告をさせていただきます。

まず、鳥栖駅新駅舎・自由通路基本設計業務でございます。

請負業者は、JR九州コンサルタンツ(株)様でございます。

契約は、昨年12月14日でございますして、契約日を変更したのが本年11月19日でございます。

契約額は、変更前3,456万円、変更後が4,468万6,080円でございます。

工期につきましても、当初11月30日としておりましたものを来年2月28日まで工期を延長しております。

変更の理由につきましては、駅舎、自由通路等の建築面積が増加したということによる設計費の増額変更でございます。また、建築基準法等の取り扱いにつきまして、関係機関との協議が非常に難航した分もございました。こうしたことから、工期の延長を行わせていただきたいと考えております。

あと、2つ目でございますけれども、鳥栖駅周辺施設（駅前広場・駐車場）基本設計業務でございます。

こちらにつきましては、請負業者は株式会社オオバ様。

契約日は、同じく平成29年12月14日。

変更契約日は、ことしの11月19日でございます。

変更前の契約金額につきましては、2,399万9,760円です。変更後は、2,496万5,280円にな

っております。

工期につきましても先ほどと同じように、本年11月30日までと予定していたのが来年2月28日までに延長したいと考えております。

こちらの変更理由につきましては、この業務におきまして駅舎、自由通路、道路交差点、それと駅前広場のトータルのデザインの監修をしていただくということで業務内容を設定しております。こうしたデザイン監修者とか他のコンサル会社との合同会議等の回数がふえたということ、それに対する協議の支援業務もふえたということで増額のお願いをしております。(発言する者あり)

お願いじゃなくて増額をいたしております。

3つ目でございますけれども、鳥栖駅周辺施設(道路・交差点)基本設計業務でございます。

こちらは、請負業者は、パシフィックコンサルタンツ(株)様です。

契約は、昨年9月7日でございます。

契約の変更につきましては、本年11月19日でございます。

契約金額については、当初615万6,000円、変更はございません。

工期につきまして、当初11月30日としておりましたものを来年の2月28日としております。

理由等につきましては、関係機関との協議に不測の時間を要したということで書いておりますが、現在、交差点の警察協議等を上げておいた段階でございます。これらの回答が年明けという予定でございましたことから契約を延ばしております。

なお、警察回答につきましては、今回の断念ということを受けまして、こちらのほうから警察協議の取り下げをしておりますので、現在業務はあっておりません。

以上、簡単でございますが、鳥栖駅周辺基本設計業務の変更契約についての御報告でございます。

よろしく願いいたします。

下田寛委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等ありましたらお受けしたいと思います。

いかがでしょうか。

竹下繁己委員

すいません、この基本設計業務の変更契約ですね。11月19日に、もうちょっと長くお願いしますということなんですけど、少なくともここまでは、この80億円の橋上駅で進めていくということで、もうちょっと工期を長くしたということですかね。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

そのとおりでございます。

竹下繁己委員

今回、橋上駅を断念したあと、この契約をまた変更するということはあるんですか。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

今後は、ありません。

竹下繁己委員

そしたら、この、一度契約を変更して契約額も増額したのは、もうそのまんま、ぽんと、いってしまうということですね。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

今回、増額をお願いしている分につきましてはの業務は、もう既に進めていただいていますので、この金額は今後変わることはございません。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

西依義規委員

違う、こっちのまちづくりの満足のほうでもいいですか、満足度調査の。

例えば、駅周辺は前回と全く同じで、これ前回、何年前にされたんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

前回調査は、平成26年度に実施をしております。

西依義規委員

そのときって、市庁舎を新しくしようっていう計画はありましたっけ。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

当時は、市庁舎建設という考えはございませんでした。

西依義規委員

多分、究極の話ではないんですけど、やっぱり市民がどれだけ庁舎の必要性とか今の現庁舎に対する不満とか、そういう満足度が、下手したら今のままでいいという市民満足であれば、そもそもの話を言ったらいかんんですけど、そういうとも、行政運営に対するのはあったんですけど、庁舎の施設とか例えば防災とか、そういった観点から現庁舎の満足度等をはからなくていいですかね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今回の調査で、調査票の質問48、あなたが鳥栖市に住んでいて感じるということについてお聞きしますという設問を、新たに今回設けさせていただいております。

今、西依委員がおっしゃったように、前回調査っていうのは、今の6次計画が策定されてから調査をしておりますが、基本、今この調査も6次計画の満足度をお聞きしておりますので、基本的には同じ設問になっております。

ただ、今言われたようなこともありますし、あと、11ページに住環境についてという部分で、空き家対策に取り組んでいますというような設問を今回、実は設けております。

こういったものもちょっと今回新しく設けさせてもらっているんですけども、今現状としてお尋ねしなければならないような項目等について、質問48の中で市民の皆様に御意見等を伺い、なおかつ質問49の自由意見の中で、そういった部分についての自由記載という形になりますけれども、御意見をいただきながらそういったものを生かしていくという形をお願いしようとしています。

西依義規委員

いいですよ、いいことと思うんですけど、ですが、その48番にそういう、究極な話ですね、市民が鳥栖駅周辺整備を望んでいるのか庁舎建設を望んでいるのかって、多いほうがもちろん民主主義で賛成ってはずらんとするんですよ。

ただ、調査なんで、ある程度の市民満足度で、この1から8番、じゃあ庁舎建てかえ、大丈夫っていう人は、8番に丸をすることなんですか。

どう捉えれば、そういう分野っていうのはあるんですか、ここの。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

質問48で、具体的に庁舎建設についてどう思いますかと、そういった設問になってはおりませんけれども、今回の庁舎建設が防災拠点という形で整備をするということで今進めておりますので、そういったことからしますと市民の皆様が庁舎建設をより重要だと思ってらっしゃるとすれば、この8番に丸がつくのかなという気がしております。

西依義規委員

ぜひ、括弧のところに書いていただいているんですか、庁舎整備か何か、ここに。その他、その他でもいいですよ。どっかに書かんと。

いや、受け手次第で、僕は、8番がむちゃくちゃ少なくて、やめろって言いよるわけじゃないですよ。

ただ、満足度調査やけん、今、ここ5年で取りかかっている鳥栖市のいろんなメニューがあるんでしょ、これ全部メニュー。それに、65億円かけるメニューが入ってないっていうのが、どうなのかなと。

じゃあ、建ててしまっただけ満足度をはかるんですか。どうなんですかね。

すいません、御検討ください。

石丸健一企画政策部長

この満足度調査は、個別の事務事業一つ一つについてお聞きするという形はそもそもとっておりません。大きな設問の形でどういう分野に御関心があるかとか、その分野のお考えはどのようなかということ、個別の施策をつくる上での指標といいますか、考え方のもとにさせていただきたいというふうに思っております。

ですから、基本的には、確かに駅は周辺整備ということで上がっておりますけれども、そのほかの部分についても個別には、基本的には事業名は上がっておりませんので、そういうことでございます。

それと、あと庁舎については、計画をつくる段階で、いろんな方のお話を聞いたりパブリック・コメント、それから地区の説明会等も開催させていただいておりますので、というのが1つ。それから、防災の拠点として必要という観点から、市庁舎の整備という形になっておりますので、その点を踏まえ個別にちょっと今回はあえて入れておりません。

以上でございます。

西依義規委員

ちょっとこだわるようで、すいません。

例えば、質問9番、防犯に関して、子ども110番、防犯灯設置の支援、防犯パトロールの実施はわかりますね、総務。

いや、ここ、総合計画に、じゃ庁舎整備は入ってないですかね。総合計画後期基本計画に。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

実施計画といいますか、事務事業の個票等を整理しておりますが、その中では、庁舎についてはうたっております。

西依義規委員

それは、どの分野に入っているんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

現計画は、基本目標6つございますけれども、基本目標6、持続可能な財政運営という項目の中で、公共施設マネジメントを行うという取り組みの中で市庁舎整備事業ということで、事業をうたっております。

西依義規委員

じゃあ、質問31の財政運営に関して、お聞きします。鳥栖市は、老朽化した公共施設に対して存続も含めたというところに、鳥栖市での取り組み事例というところで、最後に、市庁舎整備と入れていただいくということいいですか。

具体的な事業、入っているんですよ、ツイッターやフェイスブックと、上も下も。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今、西依委員から庁舎の記載をすべきじゃないかという御指摘でございますけれども、冒頭に説明いたしましたように、既にこの調査、12月10日からもう開始をしております、済みません、事後報告的な形になってございます。ですので（発言する者あり）

すいません。

ここで、追記ということが、ちょっとこのタイミングではできません。申し訳ございません。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

下田寛委員長

ぜひ、今後の参考にしていただくということですね。

飛松妙子委員

その市民満足度調査に関連してなんですが、質問34、35のこの聞き方なんですが、利用しているっていうふうに答えれば満足度が上がると捉えてらっしゃるのかどうか。

さまざま課題があるんですが、利用してても、例えば公園の利用をしてても不満を持ってらっしゃる方は多々いらっしゃるんですね。そこをどう評価されるのかっていうところをお聞きしたいんですが。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

例えばというようなことで、質問34でございますけれども、確かにここでの聞き方としては、市内の公園を利用していますかという設問に対して、回答としては、利用している、やや利用している、どちらとも言えないと。あまり利用していない、利用していないという回答でございますので、いずれかを選択していただくということになりますので、じゃ利用はしているけれども、その中身、遊具とかの充足度とかについてどうなのかとか、そういった御意見もあろうかと思えます。

そういった部分につきましては、先ほど言いましたように、自由記載の中で、例えば利用はしているけど、もっと遊具が、数が欲しいとか、もっと近いところに公園があったほうがいいとか、そういった御意見等については自由意見のほうでいただくことを想定しております。

ここでは、単純にはないんですけれども、利用しているかどうかっていうところでのお尋ねになっております。

以上です。

飛松妙子委員

できれば、同じところで御意見があればっていう欄をつくっていただけると、より、後からっていてもそこに書いていいかどうかさえわからない場合もありますので、バスに関し

でも利用はしているけど、どうなのかって。

逆に、利用してないんだけど利用したいんだっていうお声も実際あるんですね、じゃあ、何で利用できないのかっていったら、時刻表どおりバスが来ないと。もう、30分おくれるのが当たり前、それで乗れるわけないでしょうと。

それで人が乗らないからって言われるのは心外だっというところを町の方は思ってもらっていますので、そこのニーズをつかんでいただかないと、やっぱりせっかくバスが通ってても利用しない、できないっていうところになりますので、ぜひそういうところも踏まえて検討していただければと思います。

よろしく申し上げます。

下田寛委員長

ほか、よろしいでしょうか。

竹下繁己委員

これ、平成26年度に、この市民満足度調査されたときの、何人抽出して返ってきたのってどのくらいなんですかね。

わかりますか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

調査協力依頼をお願いしたのは、今回同様2,000名でございます。

回答率につきましては、平成26年度は42.75%となっております。

以上です。

竹下繁己委員

じゃあ、1,000人に満たないような御返答ということで、18歳以上、5万人ぐらいですかね、鳥栖市で、18歳以上の有権者っていうたら。

5万人のうちの1,000人っていうたら2%ぐらいですよ。それで大丈夫なのかなあというのと、そのくらい集めれば大丈夫とっていいんですか。どのくらいの返答が欲しいとか、そういう思いはないですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

アンケート調査をする上では、もちろんそれは回答率が高ければ高いほどいいというふうには思っております。

もともとアンケート調査をするに当たりましては、前回の――参考までですけれども、42.75%。少なくともこれは超えるぐらいの形で協力いただけるようお願いしたいと思っておりますし、その方策としては、もちろん市報等で御案内をしております。

ただ、これはあくまでも、その2,000名の方に対してお願いをしておりますっていうような御案

内なんですけれども、御本人様に対しまして、一定期間経過後に、アンケートについて御協力くださってありがとうございますと、まだの方につきましては、ぜひお願いしますというような形で、お礼と再度のお願いという形で、はがきを差し上げるような形でこの回収率を高めていくというようなところは、方策としては考えております。

竹下繁己委員

結構、これ送ってこられて、私どもは協力をすると思えますけれども、気持ちが乗りませんよね。大方、その半数以上の方は返信しないというような。

それに対して、何かお願いするとかそういうのじゃなくて、返答が欲しいならば何かしらの何か、ね。前回は踏まえての変更点等があったらよかったなと思うところで、次回からは、次回またされるのであれば、何かしつらいを変えるとか、もっと数をふやすためには2,000名を抽出するのじゃ足らんから3,000名にするとかですね。何か変更点があってもいいんじゃないかなと思います。

何か、やっつけでやってると見られないような工夫をしていただきたいなという意見です。

下田寛委員長

よろしいでしょうか。

飛松妙子委員

契約の件で、わからないので教えていただきたいのですが、JR九州コンサルタント様と契約を昨年12月に結ばれたということで、その間のやりとりとかはどんな感じでされてあったのか。あと、今回、駅舎と自由通路が費用がふえたので断念をされたということでしたので、その間、最初の考えていった設計と今回変わったっていうので、その変更点がどのような感じでなったのか。どう説明したらいいですかね。

当初と想定が違ったっていうのが、どうして最初からそこがわからなかったのかなっていうところで、そういう話し合いとか打ち合わせとかがどのような感じだったのかを教えてくださいなればと思うんですが。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

協議につきましては、もう、ちょっと指折って数えるぐらいじゃわからないぐらい、実際来ていただいたり我々も行ったりして、顔を突き合わせてやっただけでも本当数多くさせていただきました。

最初、我々40億円という、もうそれこそ基本構想をやってて全く設計の「せ」の字もやってない中で、他事例を参考に現在の駅舎の面積、駅の改札とか鉄道事業に要する部分、営業スペースは500平方メートルぐらい。今の自由通路の面積に幅員をちょっともたせてというようなことでやったのが40億円ということでした。

しかしながら、一般質問の答弁でもお答えしたように、最初600平方メートルぐらいでいいだろうと思っていた駅舎のスペースが商業床300平方メートルも足してなんですけれども2,000平方メートルになったと。あと、自由通路につきましても、750平方メートルぐらいでいいと考えていたのが1,450平方メートルになったと。

やはり、サッカーの試合もあるという鳥栖駅の特徴、一度に多くの利用者の方が来るといところの見込みを我々が見誤っていたというのが、もう本当反省すべきところではございます。

それで、昨年の12月に発注いたしまして、徐々に面積がふえるかな、というのが大体わかってきたのが4月ごろ。ただ、最初40億円という建設費がこんだけあれば十分ですねっていうような感じで、ちょっと我々もお互い協議があっていたので、こんな、80億円とかになるとはちょっと想像ができておりませんでした。

それで、途中で市議会のほうからもやはり橋上駅になるのであれば、高低差ができるということでエスカレーターの設置も必要不可欠やないかっていうようなこともいただきながら、やはりそういったお年寄りでも使えるとかみんなが使いやすい駅にするためには必要だということ、そういうこともだんだん設計に織り込んでほしいということを進めていく中で10月、もう、本当に10月ごろなんですけれども、最終的な金額を固められるような仕様がようやく、そこで設計が金額をはじけるところまで到達したと。

それで、はじいたところが大層な金額になってしまったというのが、本当の話でございます。

それで、今回も、先ほど竹下委員からも御質問があっているんですけども、今後は、もうこの金額変わることはございませんけれども、本当面積、それと最終的な事業費が見えてきたのは10月ということで、そこから本当契約の変更とか手続をばたばたやったもので、こういった11月19日によくできたということでございますけれども。

全貌が大抵我々も把握できたのが、本当に10月の頭だったというのは、もうこれまで御説明したとおりでございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

最後に、もう一つお聞きしたいのは、今回この大型の事業を始めた上で、いろいろ設計業務とかいろんなところでのお金がかさんだっていうことだったんですが、以前は、サッカー場の建設とか大型事業とかがあったと思うんですが、この大型事業をするに当たってそういう財政の見通しといたしますか、金額といたしますか。

そういうの、何て言ったらいいんですか、プロ、プロといたしますか、相談する何か、そ

ういうのっていうのは設計業務に委託するところになってしまうんですかね。もっと、いろんなところに相談してのっていうのはあるんでしょうか。

石丸健一企画政策部長

私どももそのようなところがあったらなと本当に思うぐらいです。

それで、今回特に思ったのが、やはり先ほど次長が申し上げたように、全容がおおよそ把握できたのが10月上旬でございました。それで、大きくなりそうというのは、4月上旬ぐらいから面積の算定をお話する中でわかってきたんですけど、ということは、やはり今から大型事業をする際には、予備設計のような形で段階を追って検証しながらしていく必要があるのではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

下田寛委員長

いいですか。

尼寺省悟委員

せっかく、そういう話が出たんでね、また繰り返しになるかもしれんけれども、10月の段階でやっと全貌が見えてきたと、80億円と。それで市長に報告したと。

でも、これやったらね、到底議会の理解も得られんし、全部パーになるというふうなことだったんで、想定できるならばさ、その地点で11月の段階で基本設計を発表せにやいかんけれども、今のままやったら理解を得られんから、もう一回ね、時間をかけて、半年かかるか1年かかるわからんけれども、もう一回時間かけて、その金額に収まるようにやり直そうとそういった指示というのは市長からなかったわけ。

石丸健一企画政策部長

市長からは10月上旬に、そのときは約70億からの80億円の間ぐらいという、ざっとした数字はある程度推測はいたしました。

その時点から、市長のほうからは事業費削減についての指示がっております。どういう形でできるかというのは、内部で検討はいたしております。

ただ、市長のほうからの指示は、事業を推進することを前提にということで指示を受けておりましたので、大きな削減となりますと基本設計自体をやり直す必要がありますので、大幅な変更は難しいということをお話をさせていただいております。

それで、11月27日に議会のほうに御報告し、そのあと記者さん、マスコミの皆さんにも公表したわけなんですけれども、30日に市長の思いがありましたけれども、その時点までは進めるという指示を受けておったということでございます。

尼寺省悟委員

ただね、今の結果を考えるならばさ、今の結果っちゃどういうことかっちゃうとね、東口も交差点も駅前広場もみんなパーになってしまった、そういったことを考えるならばさ、ちよっと立ちどまって、半年かかるか1年かかるかわからんけれども、もう一回ね、さっき市長、大幅な手直しとかね、何か、言ってないようやけど。

そうしたことっちゃうのは、あなた方が具申するというか市長からやっぱり時間かかるかもしれないけどもう一回やり直せというふうに、何でならんやったのかとそれが不思議でたまらんけどね。今までのこと考えるとね。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

大幅な事業費の縮減は、基本設計のやり直しがもう基本的に前提だと思います。

ただ、基本設計をやり直すのが、現在の基本設計が基本構想から基本計画でまちづくり検討委員会でも議論していただいて、市の鳥栖駅周辺の課題、問題解決の筋道というものをいただいた上で設計したのが、現在の額ということでございますんで、これをたたいて、じゃあ構想とか基本計画で出てきた課題解決に結びつくのかということを見ると非常に疑問がありました。

それであれば、基本設計どころか基本構想、基本計画から、もう一遍やり直す必要もありますということも言っております。そうなると時間は、もう1年2年じゃ済まない、これまで基本設計にこぎつけてここまで来るのに3年かかってますんで、関係もと直そうというところから始めれば、四、五年はかかるんじゃないかなと思います。

石丸健一企画政策部長

金額だけでなくスケジュール等についても、調整等は行ってまいりましたけれども、最終的に財政的な状況で市長が御判断されたものというふうに思っております。

下田寛委員長

よろしいですか。

西依義規委員

いや、一般質問とかであってたんですけど、この基本設計業務が無駄ではないんですよ。無駄っていう方々も、議員さんもいらっしやったんで。

いや、これ無駄ならプラス1,000万円を即時にとめてっていうことを、無駄と思われる方はそう思うじゃないかなと思うんですけど、これは。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

断念して、今こういうことを言うのも何なんですけども、いずれ虹の橋も寿命が来るだろうと思います。そのときには、さすがにやり直す必要があると思います。

そうした時期に、今やってる設計が耐え得るものかどうかというの、もうわかりませ

んけれども、その折には当然参考にできるだろうし、道路の今考えている交差点形状とかも、今考えているものが現時点では最善だということで、警察それと佐賀県とも協議は進んでおりましたので、現在やった基本設計が将来参考になるという点では、私は無駄になるとは考えておりません。

松隈清之委員

この変更の契約については、もう19日にされてるのでね、されているので、これを出す出さんという議論はもうできないんですけども、我々たびたび、この大型事業、大きく膨らむ前にね、こんだけ大型事業があるんだけど本当に大丈夫かと。財政的な見通しできてるのかっていうのをずっとお尋ねしてたじゃないですか。なおかつその見通しを議会に示せということも何度も言ってるんですよ。

ただ、内部資料はあるけれども、お示しできないっていう回答がずっと今まできてたんですよ。

それで、結果としてね、例えば10月ぐらいにわかったと、額が大きくなることはわかったと。だけど、その時点では進むつもりでこの契約変更をしているわけじゃないですか。11月27日に事業の説明もする、でも30日には、市長自身はもう断念の意思を固めると。

何を基準に事業をやるやらないを判断しているのかっていうのが、我々もわからないんですよ。じゃあ、例えば財政的な見通しが立たなくなったっていうのであれば、そういう財政計画とかね、財政見通しとか出して示してもらえれば、なるほどこれじゃできないなっていう判断ができるんで、いいんだけど。もう結局、単に市長が感覚的に無理だと思ったからやめたのかって言われると、どうも納得ができないんですよ。

だから、やっぱりそうなると、首長の感覚だけで判断する、やるやらないとか決められるっていうのは非常に怖いので、議会としてもいろんな大型事業が本当にできるのかどうか判断するために、やっぱり財政計画とかね、見通しとかっていうのがわかる資料を出してもらわんと、毎度毎度できるのかできるのかっていうお尋ねをしながら、できるできるっ言って、土壇場になってやめるって言われると、議会も、結局あいつら何もチェックしてないじゃないかって言われるんですよ。

どうしてもやっぱり、特に大型事業、これ以外にもあるんでお尋ねするじゃないですか。そうすると、やっぱその事業間調整するのって総合政策課でやったりするけれども、でも財政課は別なんですよ。別部なんですよ。

やっぱ組織のね、要はそういう財政見通しとかそういうのをちゃんと立てていく、組織として。人じゃないですよ、形、組織の――が、今の形じゃ無理なんじゃないかな、結局、組織として。

そういう組織改革、機構改革とかもやっぱ含めてやっていかないと、結局財政課は財政課で自分のところのことだけしか答えられないし、その調整するところは調整するところで、懐ぐあいがよくわからないって言われると、結局何も出てこないじゃないですか。

やっぱこれはね、もちろんよくないことだし、いろんな意味で迷惑をかけているんだけど、こっからのやっぱ課題っていうか本質的な部分、我々ずっと財政見通しちゃんと示してくれて言っているのに示さずに、結果これですよ。

だから、我々も断念する本当の理由はわからない。だから、そこをもうちょっとね、考えてもらわないかんとおもいますよ。

下田寛委員長

答弁は。

御意見としてで。

よろしいですか、ほかは。

尼寺省悟委員

ちょっと一言だけ。

先ほど、そういうことならば、もう基本構想まで立ち戻らなければいかんと。それやったら、4年、5年かかるというふうなことをさ、むしろね、勉強会の人に言って、それ言うて、本当どうしょうかって、非常に困ってるんだというようなことを正直にあの段階で言うてね、そして、もっと時間を貸してくれと言えばね、また良かったけれども。

そう言わないで、やるんだというふうに言って、ああ、やるんだというふうに聞いて、当然ね、またやめましたとなるけん、非常に不信感が出てくるわけよね。その辺は市長に聞かなわからんけどね。

藤川博一企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

すいません、その四、五年というのは私の考えでございますので、市長の考えではございません。

石丸健一企画政策部長

御説明したときには、市長からの指示は進めるようにという指示でございましたし、事業間調整についても駅事業を遂行することを前提の事業間調整ということをしておりましたので、あの時点では御説明したように、いつと、事業間調整いつというのはまだ言えないですけども、やると、いうことを前提にお話をさせていただいたし、私どもも当然そのように思っておりますので、そういう御説明になっております。

下田寛委員長

ほか、よろしいでしょうか。

款10教育費、項1教育総務費、目2総務事務局費でございます。

節2の給料から節4共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。
以上でございます。

平川富久学校教育課長

それでは、学校教育課から御説明します。

同じく、項1教育総務費、目3学校教育事務局費、節2から節4までは4月の人事異動等に伴う給料、職員手当等、共済費の補正でございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、ページめくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校施設管理費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

節13委託料につきましては、鳥栖小学校及び基里小学校の樹木伐採に要する経費でございます。

節15工事請負費につきましては、本年6月18日に発生いたしました大阪府北部地震で、ブロック塀倒壊による小学生女児の死亡事故を受けまして、基里小学校東側の国道3号沿いの学校敷地内にありましたブロック塀を緊急的に撤去していた部分に、新たにフェンスを設置するための経費をお願いするものでございます。

資料の7ページと8ページに、図面のほうをおつけしております。7ページのほうをお願いいたします。

7ページの図面につきましては、鳥栖小学校の図面でございますけれども、今回樹木を伐採する予定の木でございますけれども、図面の中央、ちょっと上のほうになりますけれども黒い丸印をつけております。ここにクスノキがございまして、高さが約10メートル、幹回りが約2.3メートルほどございます。

このクスノキが、やはりかなりの大木でございまして、台風以外のおきも強風で枯れた枝が時折落下してくるというようなことがあっております。

それで、中には大人の腕よりもちょっと一回りほど、大きい枯れた枝も落下していたというようなこともございまして、学校のほうから児童の安全上、危険な場合があるというようなことで伐採をお願いしたいというような要望も上がっております。

それと、次に、ページめくっていただきまして、8ページのほうをお願いいたします。

同じく樹木伐採につきましては、図面の右端の縦方向が国道3号になります。そこに丸が4つ、中ほどにありますけれども、同じくこれもクスノキでございます。高さが約11メー

ルから15メートル、幹回りが約2.3メートルから3.2メートルほどございます。この、クスノキ4本を伐採する予定にしております。

この木につきましては、御存じの委員さんも多いかと思えますけれども、歩道とのちょうど境に植樹されておりまして、歩道側にかなり枝のほうがり張り出しております。それで、木の枝が折れたりしますと歩道上の歩行者にも危険が及びますし、国道3号という非常に交通量の多い道路沿いでございますので、交通の支障にもなるというようなことでこのクスノキ4本を伐採するものでございます。

あわせまして、ちょっと赤い太い線でお示しをしているところが今回フェンスの設置を行う場所でございます。

間が途切れ途切れになっておりますけれども、この途切れている区間につきましては、現在アルミのフェンスのほうがもともと設置されている部分でございます。フェンス工事につきましては、延長のほうが約80メートルございます。

図面についての説明は、以上でございます。

平川富久学校教育課長

それでは、学校教育課から御説明します。

戻っていただいて、3ページをごらんください。

同じく、項2小学校費、目2学校事務管理費、節11需用費につきましては、小学校に係る光熱水費の補正でございます。

これは、ことしの夏は例年以上に暑く、空調の稼働などによる電気使用量の増加及び水道使用量の増加による補正となっております。

節18備品購入費につきましては、来年度学級数の増加に伴い不足となる備品等を購入するための補正となっております。

来年度の学級数につきましては、10月1日現在、普通学級におきましては2学級減の見込みでございますが、特別支援学級につきましては4学級増の見込みとなっております。

続きまして、4ページをごらんください。

目3教育振興費、節20扶助費につきましては、就学援助に係る学校給食費及び新入学児童学用品費に係る補正でございます。これは、平成30年度小学校に入学した準要保護児童数が、当初の見込みよりふえたことによる補正でございます。

目3学校給食センター費、節2から節4までは4月の人事異動等に伴う給料、職員手当等、共済費の補正でございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

ページめくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校施設管理費でございます。

節2の給料から節4共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

節11需用費のうち、修繕料につきましては、現在の修繕料のほうが不足しておりますので補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

同じく、目2学校事務管理費、節13委託料につきましては、中学校弁当給食の業務委託料でございます。これは、今年度中学校選択制弁当の申し込み数が増加したことによるものでございます。

節18備品購入費につきましては、来年度の学級数の増加に伴い、不足となる備品を購入するための補正となっております。

来年度の中学校の学級数につきましては、10月1日現在、普通学級は2学級減の見込みでございます。特別支援学級につきましては、6学級増の見込みとなっております。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、中学校スポーツ大会等出場補助金の補正でございます。

今年度は、全国大会や九州大会に出場する生徒が当初の見込みより、うれしいことにふえまして、今回計上をさせていただいた分につきましては、全国大会へ出場するための旅費等について補正するものでございます。

続きまして、目3教育振興費、節20扶助費につきましては、就学援助に係る新入学生徒学用品費に係る補正でございます。これは、小学校と同じく平成30年度中学校に入学した準要保護生徒数が、当初の見込みより若干ふえたことによる補正でございます。

以上でございます。

竹下徹生涯学習課参事

続きまして、生涯学習課関係分について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成29年度子ども・子育て支援交付金の実績額の確定に伴う精算返還金でございます。

続きまして、目3図書館費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

続きまして、目8 勤労青少年ホーム費でございます。

節11 需用費につきましては、勤労青少年ホーム敷地内の舗装の陥没の修繕に要した費用のほか、空調設備の故障がございまして、この修繕に伴いまして、需用費の現計予算内で対応したために、今後電気使用量が不足するために補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

西依義規委員

準要保護の話をされていましたが、当初の見込みと……。

下田寛委員長

何ページですかね。

西依義規委員

2つ言われたんですね。小学校と中学校。(発言する者あり)

すいません、5ページ。

当初見込み数と今の実数をちょっと教えてください。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

準要保護についての御質問にお答えします。

小学校分の準要保護、新入学児童生徒学用品費として、当初予算で56人分見込んでおりました。それで、実際に今年度、平成30年度分として、56人といいますのが、今年度4月から7月までに支給する分と来年度31年度に入学される方の前倒し支給、この分を合わせて56人ということで見込んでおりましたが、実際に4月から7月までの分、これが34人支給がありまして、これに、さらに来年度、平成31年度ですね。

前倒し分として見込みをする分が、26人見込んでおります。(「うん、60人」と呼ぶ者あり)

すいません、数字が違います。

[発言する者なし]

下田寛委員長

ちよつとこの間に。(発言する者あり)

いいですか、お願いします。

平川富久学校教育課長

大変、失礼しました。

当初の見込みでは、小学校が56人、中学校が83人と見込んでおりましたが、先ほど話がありましたように平成30年度入学につきましては、平成30年3月に前倒しをして支給をした児

児童生徒分と、それから4月から7月までに認定をして、支給をした分、これを合わせまして小学が80名。

正確には79人と、1名につきましては、1学期に認定は済んでおりますが、1学期に支給が間に合っておりませんので2学期に支給しますが、合わせて80人ということでございます。

中学校につきましては、同じく3月支給と平成30年度1学期に認定した者で、支給をした者合わせまして93人ということになっております。

以上でございます。

西依義規委員

所管が、多分教育委員会じゃ外れるんでしょうけど、子供の貧困みたいなやつはこの間議会報告会をしたときも結構な方々から言われて、鳥栖市の対応はどうなってるのというお話があったんですけど、教育委員会としては、もちろん向こうの課がその保護をするということですか。

教育委員会で、何らかのその対策っていうのはされませんよね。

平川富久学校教育課長

学校でのいろいろな教材とか給食とか、そういう物にかかる費用について困窮をされている方には、先ほどのお話をしましたように、就学援助という制度を教育委員会学校教育課のほうでやっております。

ですから、そういう制度があることをこれまでも入学説明会であったり、あるいは家庭訪問の折、担任がとか、あるいは今スクールソーシャルワーカーもおりますので、そういうところで説明をしてもらったりと、そういうことで周知を広げていっておりますが、なかなか全ての対象となる方まで説明が行き及んでおりませんが、そこは努力を積み重ねていきたいというふうに思っているところでございます。

西依義規委員

例えば、小学校の56名の方が、担任の先生とかが本当に御飯を食べているのかなとか、そういう、学校以外での対策とか、地域が子供食堂とか何かいろいろやってるやないですか。

教育委員会として、例えば先生方に、ここは要保護なんでっていうのは何か、気を使いなさいみたいな、何かあるんですか、そういうのは。

平川富久学校教育課長

その学校で、要保護になっている児童生徒っていうのは、当然、学校も把握しておりますし、その情報は学年を通じて学級担任までいっておりますので、それは子供たちには当然知られることはないんですけども、その子供たちの生活ぶりとか校納金だとかの納金状況だとか、そういうことには気を配って、それは事務室の担当者のほうでも把握しております

ので、その辺情報を共有しながら早目早目に対応して、例えば児童手当から納めることも可能ですので、そういうことも御説明をしたり、負担があとに大きくなるように早目早目の対応は気をつけて行っているところでございます。

以上でございます。

天野昌明教育長

学校教育課といいますか、学校関係でこの貧困対策ということで何をやっているかということだと思っておりますけれども、結局、いつも学校のほうでお願いしているのは、子供たちの、例えば長期休業中の状況であるとか日ごろの毎日の生活の様子とか、汚れぐあいであるとかそういったことをしっかり担任が把握して、見て報告してくださいという話をしっかりやっています。

それは、校長会、教頭会も含めて話をしていますけれども、そういうところで上がってきた子に対しては、うちのほうは、教育相談担当の嘱託指導主事があります。秋山っていうんですけど。それが中心になって、スクールソーシャルワーカーと連携しながらフードバンクについてお願いする。

実際、ことしになっても何回も麺というか、いろいろ持って行くとかいろいろなことをしてもらっています。

そういう状況で、学校教育課は学校教育課で、学校の流れの中で子供たちを見ながら対応するという形をとっていますので、何らかの対応をまたしていかななくてはいけないのかなっていう気もしておりますけど、一応学校としてはそういう状況で、今、中心は、スクールソーシャルワーカーが一生懸命動いています。

そういう状況でございます。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

松隈清之委員

5ページに、中学校スポーツ大会出場補助金、喜ばしいことだということですがけれども、今回のこの補正額の52万7,000円っていうのは、こんだけ出さなきゃいけないからこの金額が出ているのか、まだ年度、もう少しありますよね。

要は、予算がないと、いや、今予算がないのでっていう話もなかなかできんと思うんで、ある程度この年度内の、こういうのって出るかどうかわかんないじゃないですか。ある程度幅持って、今回予算が出ているのか。

そこら辺はどうなんですかね。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

今回の補正額については、実際に不足する分のみを上げさせていただいております。

松隈清之委員

ということは、これ使い切ったらもうゼロってことですかね。

今後、もし何らかの全国大会とかなったときに、もう3月までは議会ないんで、お金、予算ないから出せませんよっっちゃうことになるんですか。

平川富久学校教育課長

今後、この補助の対象となる大会は予定されておられません。

例えば、中体連の九州大会、全国大会等そういうものを含めましてこちらで要綱をつくっておりますので、その大会についてのみの補助でございますので、今後3月まで、今年度いっぱい大会の日程はございません。

松隈清之委員

どこまでこの、これは中学校費になるんでどこまで出すのかっていう部分もあるんですけど、例えば、中にはマイナースポーツじゃないけど部活動に関係ないスポーツもあるじゃないですか、鳥栖市の子供たちがやっている。

それで、もしかしたら、知らなかったけど全国大会に出るような子供がおるとか、ね。

だから、部活動であるなしにかかわらず、そういう優秀な子供が全国大会に行こうっていうのに対する補助っていうのは、今の要綱の中ではもうあり得ないと思っていいですか。

平川富久学校教育課長

今の要綱の中には、そういうことは対象として設けておられません。

ですから、今回のこの予算につきましては、不足した分を計上しているわけでございまして、今後そういうことへの対応についての必要性が出てきた場合については、要綱の改正等も考えなければならないかと思っておりますが、今のところその予定はございません。

松隈清之委員

そうなると、例えば、言うたら中学校費とかじゃなくなる、スポーツ振興課とかね。そういう部分になってくるんだろうと思うんですけど、そういう話っていうのはスポーツ振興課と、例えば子供で、自分で何かやってるスポーツとか競技なんかで、全国大会に行く優秀な子供がおるけれどもっていうようなのは、スポーツ振興課はスポーツ振興課で何かそういう議論をしているのかどうかわかんないですけど、教育委員会としては、いや、これ部活やないけん、なかなかうちじゃできんけれども、要綱の中では。

こういうのは、やっぱ対応を何かしてあげるべきじゃないのかなあっていう議論は今まではないんですね、じゃあ。

平川富久学校教育課長

議員御指摘の点は十分理解しておりますが、現在のところそのような議論をしたことはございません。

尼寺省悟委員

今の問題ですけど、これは補助の基準といたしますか、全体の経費の中で、交通費とか宿泊費とか、大体何割ぐらい補助が出るんですか。

平川富久学校教育課長

実費の半額でございます。

尼寺省悟委員

さっきの話ですけど、その種目ですか、どういった種目、例えば水泳とか、バスケットとかそういったもの、要綱を見ればわかると思うんですけど、決まってるわけですね。

これについては出すけれどもそれ以外は出さないとか、そういったことで。

平川富久学校教育課長

対象となるのは種目ではございませんで、その主催者といたしますか大会になります。同じバスケットボールの大会でも中体連主催の大会の九州大会、全国大会には出しますけれども、バスケットボール協会主催の大会等についてはその補助の対象にはなっておりません。

尼寺省悟委員

最後ですけれども、当然、これ引率する先生がつくわけですよ。

それで、宿泊となったら大変だというふうなことで、いろいろ今回もしたんですけど。今度、部活動指導員という形でしたんですけど、その方々がこういった形で、現状として引率とか、行くとかいうふうには今回はなったんですかね。そういうことはあったんですか。

平川富久学校教育課長

御指摘いただいた点については、その費用を出すというところまではまだ、きちっとした対応をしておりません。ですから、今の段階では、そういうものを出すことにはなっておりません。

今後の課題だというふうに思っております。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

特別支援学級が、2クラスと6クラスふえるってことで先ほど御報告いただいたんですが、この備品関係というのは、エアコン設置とかも入っているのかどうかのちょっと確認をさせていただきます。

平川富久学校教育課長

私から御説明差し上げた中には、それは入っておりません。

私から御説明した備品の中では、例えば教室を割って使ったりしておりますので、黒板がないというところにはホワイトボードを設置したりとか電子黒板であったり、使います教師用の机、椅子とか教材を入れたりするロッカーとか、棚とかそういった物でございます。

飛松妙子委員

それでしたら、エアコンが設置されている教室に特別支援学級をパーテーションで割って配置されるってことでよろしかったのでしょうか。

江崎充伸教育総務課長

ただいまの御質問ですけれども、先ほどの平川課長の質問に補足を加えますと、まず特別支援教室、先ほどふえる可能性がある。なかなか現時点で、その確定までは至ってない。

年明けぐらいにならないとなかなかその確定にはならないということで、基本的に1つの教室を分割してクラスをふやすっていう場合、パーテーションが必要な場合は、そういったパーテーションの整備を行います。それと、エアコンがない教室については、合わせてエアコンの整備も行います。

そのタイミングとしては、基本的には3月補正予算で要求をさせていただいて、パーテーションの費用、それからエアコンの費用については、基本的には3月補正での要求をさせていただくというような流れで、現在のところ対応をしているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

それでは、樹木の伐採の件なんですけど、今回樹木伐採が全部で5本ということで計上されてます。

それ以外の学校関係の樹木、今、お聞きしたところ大体高さが10メートルで、幹が2.3メートル以上あるということでお聞きしてるんですが、ほかの学校の状況はどのような状況かを教えていただければと思います。

江崎充伸教育総務課長

樹木につきましては、各小中学校ともかなり、植栽については高木から低木まで学校での差はございますけれども、かなり多くの樹木のほうが植栽されている状況であります。

ただ、子供たちがよく使っている、要は子供たちの動線ですね。遊んでいるところとか通学で使っているその動線上に大きな木があって危険というようなことであれば剪定、あるいは伐採ということもありますけれども、年間を通して、一応植栽されているそういう木の剪定については、各学校から要望があったときに、特に高木ですね、については剪定できる範囲では毎年剪定のほうをやっている状況でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

わかりました。

あと、やっぱり危険が伴わないように安全というところでの御対応を今後もお願いしたい
と思います。

以上です。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは質疑を終わります。

以上で、教育委員会事務局関係議案の質疑は終了いたしました。



報 告（教育委員会事務局教育総務課、学校教育課）

学校給食センター被災検証委員会後の経過報告

学校給食センター被災復旧等に要した経費

鳥栖市部活動の在り方に関する方針

下田寛委員長

続きまして、議案外ではございますが、執行部より報告事項がありますので、これをお受
けしたいと思います。全部で3件ございますが、3件続けて報告をお願いいたします。

ファイルについては、議案外の報告02と03（教育委員会）になります。

それでは報告をお願いいたします。

江寄充伸教育総務課長

それでは、議案外の報告をさせていただきます。

ファイルについては、まず02のほうのファイルをお開きください。給食センターの災害復
旧関係での御報告でございます。

これまで、委員会へ都度都度進行状況の経過報告を含めて御説明のほうをさせていただ
いております。

それで、今回御報告いたしますのは、今年度災害復旧工事に関しまして、最終的に夏休みのほうで工事のほうが是正工事を含めて完了しております。その分の工事費関係の材料費ですけれども、一部負担金を市から支出するというようなことで予算措置のほうをお願いしておりました。

その負担金の支払いが10月25日、報告書の一番下になりますけれども、10月25日に負担金の支払いが終了したところでございます。金額につきましては、表中に記載のとおり105万3,660円となっております。

それで、もう一枚めくっていただきまして、タイトルが鳥栖市学校給食センター被災復旧等に要した経費というようなことで、これまで平成28年4月の熊本地震のときに受けました被災から今回の負担金の支払いまで要しました経費を、全ての経費を記載しております。

区分のほうに、災害復旧に要した経費と検証委員会に要した経費と2つに分けて記載のほうをしております。

災害復旧に要した経費といたしまして、今年度負担金105万3,660円を含めたところで、計1,039万5,660円。それから、検証委員会に要した経費といたしまして711万9,416円。合計で、1,751万5,076円の経費がかかったということでの報告でございます。

給食センター関係については、以上でございます。

下田寛委員長

続けてお願いします。

平川富久学校教育課長

それでは、03のほうをごらんください。

鳥栖市「部活動のあり方に関する方針」について御報告いたします。

ニュース等で御承知のとおり、スポーツ庁が、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインというものを本年3月に示しております。

それを受けて、佐賀県教育委員会のほうで、運動部活動のあり方に関する方針を本年8月に公表したところでございます。

県の方針に基づきまして、鳥栖市教育委員会としましても部活動のあり方に関する方針を作成いたしましたので御報告します。

方針につきましては、教育委員、学校関係者、各中学校PTA会長等の意見も踏まえ策定いたしました。

今後、市立各中学校においても各中学校の方針を定め、3学期中に、生徒、保護者等に説明と周知を図り、平成31年4月1日からこの方針に基づき、適切な部活動運営をしていくこととなります。

担当から概要について御説明します。

中島達也学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

それでは失礼いたします。

先ほども課長のほうからありましたように、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、バランスのとれた心身の成長を促し、充実した学校生活を送ることができるように、国のガイドライン及び県の方針に基づきまして、本市における部活動のあり方に関する方針を策定したところでございます。

具体的な内容としましては、目次のほうをごらんください。

まず、大きくは6つの項目で構成をしております。そこに上げておりますので、その他を除きまして6つですね。

具体的には、まず1ページのほう、部活動の位置付けと意義というところで、部活動の位置づけ、それから部活動の意義について示しているところでございます。

それから、2ページ目のほうには適切な運営のための体制整備ということで、まず方針の策定。これにつきましては、各学校において学校の部活動に係る活動方針をこの後策定すること。また、策定した方針、各部活動の年間計画等について各学校のホームページ等で公表すること。そういったことを示しております。

また、指導、運営体制の整備に当たりましては、部活動顧問決定に当たっての留意点とか先ほど来出てますが、活動指導員とこれまでの外部指導者、そういったところの違いを示しております。

また、保護者との連携を図ること、こういったところも2の適切な運用のための体制整備の中で示しているところでございます。

それから、4ページのほうですが、3としまして安全指導・安全管理の徹底による事故防止ということで、特にこの項目につきまして、国のガイドラインや県の方針と比べまして、少し内容に厚みを持たせて示しているところでございます。

例えば、まず安全指導の充実ということで、生徒の健康状態を適切に把握すること、また安全指導の充実を図ることを示しております。

また、安全管理の徹底ということで、施設・設備・用具等の安全管理について。また、熱中症対策やゲリラ豪雨、そういった天候や気象を考慮した対応、指導について示しております。また、大会や試合コンクール等における移動ということで、移動については公共交通機関を利用することなどを示したところでございます。

また、6ページのほうでは、適切な休養日の設定ということで、まずは休養日の基準としまして週当たり2日以上休養日を設けること。

また、平日につきましては、少なくとも1日の休養日を設けること。それから、週休日については土曜日、日曜日の少なくとも1日以上休養日を設けること。それから、鳥栖市における共通の休養日としまして、毎月第1水曜日、これはもう以前から鳥栖市ノ一部活動デーとして取り組んでおりました。また、県のほうで定めております県下一斉部活動休養日が毎月第3日曜日ですので、これも休養日とすると。

また、市教育委員会が定める学校閉庁日、8月13日から15日、それから年末年始、12月29日から1月3日、こういったところについて共通の休養日として示しているところがございます。また、長期休業中の休養日につきましても、長期休養期間を適切にその中で設定をすること。

それから、あと活動時間の基準につきましても、この辺も国のガイドライン、県の方針に載っております、平日においては2時間程度、週休日及び祝日、休業日においては3時間程度とすることで示しております。

それから、8ページのほうですが、5番目としまして合理的で効果的な活動の推進ということで、適切な指導として、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施すること。

また、特に体罰とかハラスメント、こういったものの禁止、根絶、こういったものについて示しております。

それから最後、9ページになりますが、6番目としまして、生徒のニーズを踏まえた環境の整備ということで、やはり、今、部活動がなかなか子供たち、人数も少なくなってくる中、一つの学校の一つの部活動としてなかなか成立しないというところも県内、聞いております。そういったところでの合同部活動の取り組みについてとか、また地域との連携という中で、地域スポーツ団体との連携について示しているところがございます。

この間に、平成30年度中に文化部活動のあり方に関する総合的なガイドラインが策定される予定ですので、この内容も含めた改定や社会情勢、また部活動を取り巻く環境の変化等に伴いまして、必要があればこのあと随時改定を行いたいと考えております。

以上、御説明とさせていただきます。

下田寛委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等ありましたらお受けしたいと思います。

松隈清之委員

この部活動の件なんですけど、ちょっと僕、県内の主なのしか見てないんで、何とも言えないんですけど、かなり厚みを持たせたっていうのは、具体的に詳細に書かれたという意味

で捉えていいんですか。

平川富久学校教育課長

先ほどの、安全面のところでございますか、これにつきましては、いろいろな事故等に対応するガイドライン。昨今、熱中症に関するガイドライン等も示されたりしておりますので、やはり生徒の安全が一番でございますので、そういうところから大事なところを引っ張ってきまして、最低限押さえなければならぬようなこと等を含ませておりますので、ボリュームが少し、その部分は県の方針よりもあるというふうに御理解いただいて結構かと思えます。

松隈清之委員

具体的にいろいろ書いていただくとその分、そういうことも注意を払われると思うんで、それは非常にいいことだと思う一方ですね、逆に、それをやってなかったときに、書いてあるじゃないかと非常に責められる要因もあるわけですよ。

だから、具体的に書けば書くほどそれを徹底させなきゃいけないんで、なおかつそれで事故が起こったときに、その指導していた先生なのか外部の方なのかわからんですけど、責められるということもあり得る、決して悪気ではないにしてもそういうこともあり得るところもちょっと心配をするところではあるんですよ。

例えば、この資料の6ページになるんですけど、移動なんかでは移動のところの大会や試合、コンクール等における移動で、2番では、公共交通機関を利用する。部活動顧問が運転する自家用車等での生徒の移動はさせてはならないってなってるんですよ。

それは、当然そうかなと思いつつも、その下に、生徒の移動について、公共交通機関での移動ができない場合は、責任と移動手段について保護者に一任するとなってるんですよ。

それで、公共交通機関が使えないケースも、多分、中にはあるんだろうと思うんですよ。そうすると、いや、どうしようとなったときにね、自転車で来たっていても、そのほうが危ないしなあと思ったりすると、じゃあ、この3番でいう、保護者に一任するって言って保護者が、いや、もう先生乗せてってもらっていいですよって言ったら、今度2番でだめじゃないですか。

ちょっとそこら辺、どうなんのかな。

平川富久学校教育課長

2番で書いておりますように、学校の職員が生徒を乗せて移動させるというのは、もう県のほうからも通達がありまして、してはならないと。これは、過去にもそういうことで事故になった例がたくさんございます。

ですから、それはさせないように、これは指導をしておりますし、これは学校のほうにも

浸透していることをございます。

御承知のとおり、公共交通機関が近くにない学校もございます。そういうところは、現状としましては、保護者の方々の送迎がなされているのが現状でございます。

それを踏まえて、3番のような書き方をしているところもございますので御理解いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

天野昌明教育長

今、松隈委員から言われたまさにそのとおりなんですよ。

それで、各市町の部活動のあり方の方針というのをずうっと見ていくと、もう薄っぺらなものもあるんですよ。まさにそのとおりなんです。

あんまり詳しくしてくると、やっぱり今言った差し支えが出てくるんじゃないかなというところもあるんですけども、うちとしては、今、課長が話しました、それから中島のほうが話しましたように、またこれを見て、これからまた学校がつくるんですよ。

だから、学校としては、やっぱり具体的なものが必要だろうという思いがものすごくあったもんで、うちとしても、ある程度具体的に示しましょうと。これを踏まえて学校でしっかりしたものをまたつくると。それを踏まえてつくるといことなりますので、今言ったところなんかについては、また今後もしっかり検討しながら、これがあるからいろいろあるというふうなことになるようにということで、その辺はしっかり留意していきたいというふうに思っております。

以上です。

松隈清之委員

ありがとうございます。

これ、もう一つ、やっぱり保護者の理解がどうしても不可欠なんですよね。

例えば、うちの子は、もう野球一生懸命させて、何ならプロ野球とかさせたいと思ってる人が、こんな少ない練習じゃだめだろうみたいな保護者がおると多分うまくいかないですよ。

だから、当然、学校にもそうだけど、保護者にもやっぱこういう、いろんな事故とか教職員の労働環境等、いろんな面を含めてこうなってますと。これで、不満があるなら、もう別の――そうですよ。だから、それこそ別の機会を通じてね、スポーツの技能習熟とかそういうのをやってもらわんと、過大に、学校、部活動にいろんなものを求められても多分できないということなんですよね、これ現実的に。

だから、そこは保護者の理解も含めて、ぜひ周知のほうをお願いします。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

先ほど、これをつくるに当たって保護者の方とかPTAの方ですかね、先生たちも踏まえてということでしたので、その中で出た懸念されることとか、あとこれは入れたほうがいいとか、何かそういうのがありましたら、ぜひ教えていただければと思います。

中島達也学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

やはり一番懸念されるというか一番多くの意見をいただいたところは、先ほど出ていたところじゃないかなと思っております。

やはり部活動の時間が、果たしてこれだけで成果が得られるのかという声もやはり保護者のほうからもいただいております。逆に、やはり限られた時間の中でやっていく、その中で計画を立てながらやっていくということも大事じゃないかと。

やはり両方の意見が出ておりました。その調整をどう図っていくかっていう部分が非常に、やっぱり大きな問題かなと思っております。それが一番でしたね。

飛松妙子委員

わかりました。

多分、その御意見っていうのは、やっぱり勝負というところで思ってたっしやる御意見かなと思いますので、そうなってきたときにこの部活動の指導員の専門性といえますか、その辺がすごく大事な部分かなと思いますので、今後はその辺の厚みをしていくことが課題かなということをも私も認識をさせていただきましたので、今後とも皆さんの意見は100%聞くことはできないかもしれませんが、いい方向に向かっていくことを願っています。

ありがとうございました。

平川富久学校教育課長

つけ加えになりますが、これじゃ技術も子供のやる気もそがれるんじゃないかなという御意見もありますが、これで家族の時間がつくれるという御意見もございます。

部活動については、常に両極端の意見がございますことをつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

さっき聞き漏らしたんですが、これの保護者に対する説明はいつされるって言われたですかね。

平川富久学校教育課長

この後、これを受けて各学校で方針を、丸々中学校の運動部活方針と——これに沿ったものになりますが——を策定いたします。

それをつくったところで保護者への説明、生徒への説明等を3学期中に行いまして、4月

1日からその方針に基づいて適切な部活動運営をしていくことに4月からなります。

以上でございます。

尼寺省悟委員

ちょっと今見ただけじゃ、中身についてしか見てないんですが、基本的にこれは他の市町と比べて遜色がないといいますか、大体、基本的に県内同じような形でやっているわけなんでしょう。

ほかのところと差があると、基山町とはえらい差があるとかそんなことはなくて、基本的には同じ歩調でいってるというふうに理解していいんですかね。

平川富久学校教育課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

国の流れが、教職員の働き方に関しても、この中学の部活については大変負担になっている、それから部活動が過熱ぎみで、子供たちの自由な活動の時間がない等の反省を踏まえた上でのこの流れになっておりますので、大きな遜色はないものと思っております。

以上でございます。

西依義規委員

2ページの⑤番の、毎月の活動計画を作成してあるんですけど、これは今でもやってるんですか。ということで、それに関連して——どこだったかな。

例えば、休養日が②であれば、鳥栖市における共通の休養日ってありますよね。各学校によって、これは最低限度守るべき休養日ということでもいいですかね。

ということは、例えば年末年始に、ある部活の顧問さんがどっかに合宿に行きましたとか、これ破ってますよね。そういう場合とかその指導とか、どこまでこの方針というのは顧問の先生を縛ることになるんですか。

平川富久学校教育課長

この、示された休養日の設定に従って、年間の部活動計画を立て、そして各月の部活動の活動計画が出てくるものと思っておりますので、年間で、例えば遠征に行く、大会に行く、そういうものについては、大体毎年決まっておりますので、何月にこういうのがあると。

それに向けて練習をここの辺はちょっと多めにあるけど、それが終わったらここは少し軽くすると、そういうような軽重はあるかと思いますが、ここに決めてる休養日につきましては、これに沿って各学校していただくというふうに考えております。

1年目でございますので、いろんな問題が出てくるかと思えます。それについては、中島のほうからもありましたように、そういうことも踏まえて解決すべき点がありましたら、また学校、それから意見を聞くところにいただいて、そして改定の必要があれば改定をするこ

とは今後もあるかと思っております。

以上でございます。

西依義規委員

心配はしてないんですけど、例えばある部活は、もう年末年始に恒例のこの大会があると、これに大体毎年出てるという場合に例外を認めるのか。いやいや、これはもう鳥栖市教育委員会としてやったんだから、もうそれは諦めてくれと、それぐらい強いものなのかっていうときは。

平川富久学校教育課長

基本的には、もうこれを守っていただくというふうに思っております。

以上でございます。

松隈清之委員

さっき、外部指導員とか短い時間で効率的にっていうこともあったんですけど、そうすると、おそらく指導員とかの質とか顧問の先生の質とかによって、まあ、大分差がつく、特に、効率的にやらなければならない以上、余計に差がつく可能性があるんですよ。

だから、もうあんまり、いわゆる中学校部活動は、勝ち負けっていうのにこだわらないものなんですよということをちゃんと伝えないと、あそこの指導者はえらいよか先生が、指導者がおるみたいやけど、うちには何でもっといい指導者ば連れて来てくれんとか、みたいな話になると多分ややこしいかなと思うんですよ。

だから、そもそもこれ、要は勝ち負けとかね、もうどこまでうまくなるかどうかという、突き詰めるような活動じゃもう既にはないですよ。今、こう出されている方針自体が。

だから、そこをちゃんとと言わないと多分、あそこの指導者みたいないい指導者をうちにも連れて来てくれみたいな、要求合戦になるような気がするんですけど、いかがでしょうか。

平川富久学校教育課長

そういうことも、考えられないではないと思いますし、そういう御意見も出てくるだろうということも想定はされます。

ただし、先ほど申し上げましたように、これで子供が休める、家族の時間がつくれる、よかったというところもありますので、いろんな意見に、いろんな御要望に耳を傾けながら、対応できる分はしていかなければいけないと思っております。

ただ、何分にも全部の子供たち、保護者の願いを聞き入れることはできませんが、可能な限り考えていきたいということしか、今のところ申し上げられません。申しわけございません。

以上でございます。

松隈清之委員

ちなみに、部活動はこう制限されているじゃないですか。子供たちが、いや、もう先生いいです。部活動、今、終わりでもいいですと。僕ら自主練したいんでって言われたときにはどうなるんですか。

平川富久学校教育課長

自主練という定義がよくわかりませんが、自分たちだけです、自分たちだけであることを学校の施設を使ってすることについては、それは学校としては認めるわけにはいかないんじゃないかなというふうに思います。

ただ、どこかのクラブとか練習する場所があって、そこでするということについては、もう保護者の責任のもとということになるんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

西依義規委員

去年、おととしか、あった、例えば部活動の新設、部活動数のところに書いてあるんですよ。

それで、保護者がこれを見たときに、全部これを見ると校長先生が、新しい部活動の設置を検討すると書いてあるんですけど、多分保護者は部活動の新設、そういう窓口があることを知らないですよ、まず。

もう、学校がこの部活数で、もうその部活しかないと思ってるんで、これは多分十分声が上がってくると思うんで、その辺の対応も、ぜひ準備をしてみてください。

下田寛委員長

ほか、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

それでは、以上で議案外の報告を終わります。



下田寛委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、来週18日になりますが、現地視察ということで、よろしいですか。(発言する者あり)
となってますんで、はい。

御要望もありましたんで、委員の皆さんは午前10時に玄関前に、よろしくお願いたします。(「大丈夫なの、確認せんで」と呼ぶ者あり)

大丈夫ですかね。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）
大丈夫ですか。ありがとうございます。
それでは、本日はこれをもって散会をいたします。

午後 3 時28分散会

平成30年12月18日（火）

1 出席委員氏名

| | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|
| 委員長 | 下田 | 寛 | 委員 | 中村 | 直人 |
| 副委員長 | 松隈 | 清之 | 〃 | 飛松 | 妙子 |
| 委員 | 齊藤 | 正治 | 〃 | 竹下 | 繁己 |
| 〃 | 尼寺 | 省悟 | 〃 | 西依 | 義規 |

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------------------------|---|----|----|
| 総務部 | 長 | 野田 | 寿 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | | 実本 | 和彦 |
| 総務課庶務防災係長 | | 古賀 | 庸介 |
| 総務課長補佐兼文書法制係長 | | 江下 | 剛 |
| 財政課 | 長 | 姉川 | 勝之 |
| 総務部次長兼契約管財課長 | | 三橋 | 和之 |
| 産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事 | | 萩原 | 有高 |
| 庁舎建設課 | 長 | 古澤 | 哲也 |
| 庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長 | | 田中 | 秀信 |
| 会計管理者兼出納室長 | | 吉田 | 秀利 |
| 議会事務局 | 長 | 緒方 | 心一 |
| 監査委員事務局 | 長 | 古賀 | 和教 |
| 企画政策部 | 長 | 石丸 | 健一 |
| 総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 | | 鹿毛 | 晃之 |
| 総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 | | 田中 | 大介 |
| 企画政策部次長兼まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長 | | 藤川 | 博一 |
| 情報政策課 | 長 | 野下 | 隆寛 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 | | 育 | | 長 | 天 | 野 | 昌 | 明 |
| 教 | | 育 | 次 | 長 | 白 | 水 | 隆 | 弘 |
| 教 | 育 | 総 | 務 | 課 | 長 | 江 | 寄 | 充 |
| 教 | 育 | 総 | 務 | 課 | 長 | 眞 | 子 | 寛 |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 平 | 川 | 富 |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 参 | 事 | 竹 | 下 |
| | | | | | | | | 徹 |

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 審査日程

現地視察

鳥栖小学校

基里小学校

自由討議

議案審査

議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第28号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

報告（総務部財政課、庁舎建設課）

佐賀競馬組合の状況報告

市庁舎整備について

〔報告、質疑〕

所管事務調査

6 傍聴者

6人

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

鳥栖小学校

基里小学校

至 午前10時45分

oooooooooooooooooooooooooooo

午前11時 1 分開議

下田寛委員長

それでは、本日の総務文教常任委員会を開きます。

視察はお疲れさまでした。

oooooooooooooooooooooooooooo

自由討議

下田寛委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案含めて、議員間で協議したいことがございましたら発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

あんまないですか。

議論の過程の中で、例えば財政のあり方について、一言、総務文教委員会として言っとかないかんやろうというような意見があったかと思うんですが、そのあたりとかどうですか。ないならいいですけど。

松隈清之委員

どういうやり方というか、具体的にどういうふうに動いていくか別としても、やはり今回、財政を理由に断念と、いうことになったんですが、これまでもたびたび我々は、できるのか

どうかみたいな議論はしていたんですよね。

財政的な根拠を示せということも言ってきたんだけど、結局それがないうちに唐突に断念ということになってしまったので、前回はそういう財政に関しては決議をしてるんだけど、しているの今後どうしようかという部分もあるんですが、こういったことが繰り返されないようなことは議会としてもやっぱり申し入れをすべきかなあという気はします。

下田寛委員長

という松隈委員から御意見がありました、皆さんいかがでしょうか。

尼寺省悟委員

そういう話になったんで言いますけど、次にね、大型事業で控えているのは例えば市庁舎の問題とかごみ処理施設の問題あるけれども、少なくともそれらに関して、それは市庁舎については65億円と聞いてるけれども、またこれも実際、基本設計とか実施設計になった段階でね、また大きく膨らむということだってあり得ないわけではないし。

ごみ処理施設に関しては、どれぐらい鳥栖市の負担になるかちゅうの一切、ないしね。だから、ふたを開けてみてこうだと言われたとしても、やっぱりそれじゃ遅過ぎるので、できるだけ決まった段階できちっと報告するとかそういったことをやっぱりやっていただかないと、また二の舞になるという気がしますね。

下田寛委員長

ほかはいかがでしょう。

[発言する者なし]

今、御提案いただいたことに関して、意見をすべきだ、別にいいよと。その程度でも御意見をいただければと思うんですが。

西依義規委員

所管がいろいろあるんでしょうけど、現場が数字を出してこんからには財政もようわからんところもあると思うんですけど、ただ庁舎に関してはうちが所管なんで、庁舎の進捗は逐一、尼寺議員がおっしゃったような形で報告を受けて、今回も10月前半にわかっとして、もう2カ月ぐらい協議したというところもありますんで、その辺はやっぱり委員会としても、所管の委員会として、とりあえずこの65億円をしっかりと、できたらもっと安くとかですね。

やっぱ機能を上げながらもっと精度の高いものとかその辺はかかわっていく必要はあるのかなと。ほかの大型事業まですると、なかなかこの委員会が果たして(「ただ、財政はうち」と呼ぶ者あり)

そうですね。

ごみがかかりますよって、ごみが出てきた場合に、財政課がじゃ受けましようってなるん

で、その辺も含めて僕は尼寺議員のお考えにほぼほぼ賛成というか、そういったことが必要かなと思います。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

飛松妙子委員

今回、私が思ったのが、やっぱり10月に概算の事業費が出て、それで2カ月間検討して最初はやるって言ったけど断念っていう、そのプロセスというか2カ月間、何で発表する前に断念っていう方向性が出なかったのかなっていうのがすごく不思議でして、その事業費がこれだと鳥栖市としてはもう本当に難しいんだっていう、事業費っていうか一つに限らず、これだけの事業費があると鳥栖市としてはもう難しいっていうのが、何かわからない。鳥栖市がわかってないのかなって、いうのが感じてですね。

その辺の何か目安っていうのは、鳥栖市として何か出せないものなのかなと。それがあると、逆に私たちも判断もつきやすいでしょうし、やり方としてこういうやり方があるとか、こっちのやり方があるとかいうその判断もできるだろうし。いや、ちょっと難しいからここは立ちどまって考え直そうというやり方とかいろいろやり方が出てくるんじゃないかなと思うんですけど。

今回、やる方向性で考えてて、いや、事業費がやっぱり膨らんだから無理ですって、ううん、ちょっとそこが、いまいち、よく理解することが難しいというかですね。

どういうふうにしたらもう皆さんにも理解できるような、鳥栖市の財政運営ができるのかなっていうところがすごく、感じてます。

わかりやすい鳥栖市の財政というものを、何らかの形でこうして示すことができないのかなっていうのがあるんですが。先輩議員の皆さん、御意見はいかがでしょう。

松隈清之委員

今回一般質問で、基金が3分の1ぐらいになるとか毎年8億円ぐらい出て行くとかっていう数字が初めて語られたんですよ。

それ多分、文書で読まれているんですけど、多分そういう試算の表があるはずなんですよ。それで、我々が言ったそういう財政見通しもそういうことなんですよね。

だから、要はこうだから断念しましたっていう根拠となる資料とかその見通し、必ずしもあくまで見通しなんで、それ以外に将来的に、今回のごみみたいに出てきたらまたそれも加わってくるんだろうけど。

やはり、こうだから断念するとか、こうだからやれるとかっていうその根拠となる見通しを議会にも示してもらわなければ、無責任に執行部ができるって言ってるからできるもんなん

だろうとか、逆に執行部はできないと言ったからできないんだろうとかっていう判断だけしか今できてないんですよ。

そういう財政見通しに関しては、当然、特に大型事業がある上では示していくべきだし、ごみみたいな、今回まだ数字が出てきてない分に関しては、それが出てきた段階でその財政見通しの修正を加えてまた示すとかですね。そういうものはやっぱり必要じゃないかなとは思いますが。

下田寛委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

尼寺省悟委員

私、以前中期財政計画の話、ちょっとしたことあるけど、以前は、以前はちゅうか5年か10年かそれぐらい前はちゃんと出とったけど、今はほとんど出てないし、恐らく皆さん方は見たことないと思うんですがね、これ請求したら財政課のほうからもらえるけれどもね、その中に、肝心かなめの大型事業について何も記載がないんよね。わからないからつつてね。

だから、やっぱり中期財政計画というものを立てて毎年毎年更新していくんだから、そのときにこういった大型事業が幾らかかるか反映した形で書いて、やっぱりそれを報告すると。

そういったこともね、ある意味じゃ必要じゃないのかなっていう気はしますね。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょう。

西依義規委員

僕も本当一般質問させていただいたんで、今回初めて理解したのが、要は当初予算で5億円予算を計上するんですけどそれしかないっていう実情、という一般質問のお答え、多分尼寺議員のときもお答えされて、だから庁舎に2億円使うんで、あと3億円を駅舎にしよったら駅舎が倍になったけん、3億円が6億円で8億円っていうぐらいのなんですよ、その財政の。もっと詳しい数字があれば、もっと見せていただきたいんですが。

それぐらいの、あとはいろんな教育債とかほかの債がいろいろ難しいんでとか、要はそのスタートの時期がまた違うんで一概に出せません。僕も大分——出していただけなかったです。

今回その数字を見て、我々がどう動くか。だから3億円をもう5年間ためていくと15億円たまるんでそれを元手に新しい事業とか何か。それを市役所、どこまで長期で持っているのか、計画があれば、本当出させていただきたいという、僕も意見です。

齊藤正治委員

財政の話が出てるんですけども、財政もそうなんですけど、財政になる前に、要する計画の立て方ですたいね。

計画の立て方が、現実的に、きょうの新聞を見ますと何回もやりとりした結果であると言いながら結果的にスタジアムの、一遍に帰るときの混雑度の具合から面積を広げなきゃいけないというその見通しのところが、やはりきちんとやって、してないというところで、議会に説明するときもね、何となく計画の表の部分だけして、プラス面とマイナス面と両方あるわけですから、だから、そのマイナス面については一切、議会にも報告をしていないと。

説明もしてないというところじゃなくって、やっぱりこういったのがあります、マイナスの面もこういうのがありますよっていうことを、懸念材料っていうか、そういったものをやっぱもうちょっとオープンにね、議論をできるような形を、やっぱ執行部としてそういった姿勢がもう全然見られないですもんね。

だから、そういうことをやっぱもう少しきちんと、やっぱり説明をすべきであるというように思いますけれども。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょう。

中村委員、いかがでしょうか。

中村直人委員

予算だから、あらかじめのだから、大枠しか見えませんね。見込みでしかできないわけだから、そういった面含めても今まで総合計画に基づいてやっていくわけだけれども、総合計画の中の今年度はこういったことに力を入れていきたい、それに対する財政計画もこうしたい、しかしつかみなんですよね。

それで、その計画を進めるためには国の補助対象、県の補助対象、いろんなことをやっぱり精査をしながら補助ができるものについてはその補助対象に乗せていく、そういった作業なども結構いるわけで。そういったものを含めて、じゃ市の負担としてどのくらい必要なのかとか、そういった精査は必ずやるはずでしょうから。

そういった面含めてね、それには時間がかかるだろうと思うけれども、ある程度の計画をするときには、そういった実施計画などを含めたところで協議をするというのは必要なことだろうと思うし、これを5カ年計画なら5カ年計画でやるとして、3カ年についてはこのくらいの予算ずつ使っていきたいと。そういったものがですね、当然出てくるべきだろうと。

当然、そういったものは持っていると思うけれども、そういったものが今ないからということで僕も言ったけれども。やっぱり予算をつけるためにはいろんな努力をするわけですよ。

国の補助対象に乗せるためにはどうしたらいいのかとか、自主財源だけではどうしてもできないわけだから。

そういった面でのいろんな予算の組み立てはするわけですがけれども、最終的には、市債で賄わざるを得るときもあるし、臨時財政対策債で賄わなければいけないときもあるけれども、それを何かに乗せれば、今度あと、国庫補助として戻してもらおう市債もあるわけやから、どのような形で乗せるかというのもいろんな面でやっぱり検討するというのは、当然、財政当局はするだろうと思うけれども。

そういった面を含めてね、やはり実施計画的なものを、財政の実実施計画。こういったものをやはりある程度は立てるべきだと、こういうことはやはり当然ながら、立ててるやろうと思うけれども、立てながらそれを議会にも提示するということは必要だろうと、こう思いますね。

下田寛委員長

これって、以前、さっき尼寺議員からもあった、以前やってたやつ話でしょう。

松隈清之委員

以前は3年ぐらいのやつでしたもんね。

だから、その3年で大型、特に大型事業になると3年でいいのかっていうところも出てくると思うんですよ。だからもう、当然、見直しは随時やっていくとしても、例えばスタジアムを建てたときなんか、起債の計画なんかすぐね、20年ぐらいぽんと出てくるわけだから。

当然、事業を考えていく上では随時見直しはあるとしても、今ちょっと一番問題なのは、執行部は判断できたんですね、今回断念だと。ちょっと、発表の後ではあったんだけど。

その判断した根拠は、我々には結局わからないんですよ。できたって思った判断も我々には理解できんし、やっぱり断念だと思った判断も我々には理解できん。そこの根拠が、多分彼らの中に、その精度はそんなに高くないとしても、見通しだから。やっぱこんくらい負担かって、場合によっちゃ今の、やってる福祉とか教育とかもう削らざるを得んぐらいの多分数字があったんですよ。

それは我々見れないんで、ああ、だったら断念しても仕方ないねとか。いや、じゃこれぐらいの事業費だったらもしかしたらできたのかとかっていう判断もできないことが多分問題なんで。やっぱりそれは3年に限らず、ある程度可能な限りね、それは精度が高くないとしても、少なくともそれをもとに執行部が判断しているというものと同じ程度のものは我々も共有しないと、判断ができない。市執行部の判断も、評価ができないんですよ、それを支持すべきなのかどうかも。

だから、3年というよりは可能な限り、見通しで精度が高くないとはいえ、可能な限り先

のところまでの材料は欲しいですね、評価する材料としては。

中村直人委員

今、言ってるのは、だから、このスタジアムだってそうだけれども、二十何年のスパンをつくって、そして地域総合整備債を使おうということになって75%、後で国庫補助で戻ってくるからそれを使おうということで、償還のいろんな問題も含めてずっとつくっていくわけよね。それは当然のこと。

その中で3カ年、ことしについてはこれだけのお金でこれをつくりたい。これだけ使いたいという実施計画を出すわけですね。

ですから、長い期間の中でも3カ年間の実施計画をずっと立てて、少ない年もあるだろうし、ことしは特に、これに重点的に予算を使いたいと、そういった計画が出てくるはずだから。

だから、25年なら25年のスパンの中で3カ年ずつの計画がずっと出てくるはずだから。そういったものを実施計画の中であるということをお願いするわけであって。

下田寛委員長

ほか、ありますか。

竹下委員、何かありますか。ないですか。（「ないです」と呼ぶ者あり）

総意としては、要は財政の見通しがもっと見える化するようなものを、そういったシステムをちゃんとつくりましょうよと。9月議会でも、一応総括として言って——決議文、出したんでしたっけ。（「総括やろう」と呼ぶ者あり）

総括で言ったんですね。

もっと強めますか。（発言する者あり）

ちょっと休憩、休憩入れます。

午前11時21分休憩



午前11時38分開議

下田寛委員長

再開しますね。

では、今、皆さんからいただいて意見は、総括としてまとめてお伝えしたいと思います。

この文案に関してはどうでしょうか。

正副委員長でいいですか。

つくられますか。

いいですか。(発言する者あり)

わかりました。

じゃあ、ほかありますか。

飛松妙子委員

駅前周辺で、今、中断している土地、購入されている土地とかの活用方法とかいうのはしていただかないと、ただ単に仕切りだけしとっていただいても何のメリットも何もないので、その辺をどう——執行部が考えていかれると思うんですけど、その辺のことは何か。

何か開発のめどが立つまでの間、例えば駐車場にしましょうとか何か、なんらかそういうのができないかなとは思いますが。

下田寛委員長

すいません、それ具体的にどの辺を言ってるんですか。(「鳥栖ビルの跡地やろう」と呼ぶ者あり)

何か御意見がありましたら。

松隈清之委員

活用ってということになると、多分今後そこを含めた事業がまだ見通しが立たないんで、今後の本格的な活用は、多分現時点では何もできないと思うんですよね。だから、するとしたら、もう暫定的な、多分お金もあんまりかけずに——ぐらいしかないのかなあと、思います。

そういうことであれば、もし駅周辺の事業見通しが立たないのであれば、鳥栖ビル跡地に関しては暫定利用をするべきだというぐらいは言えるかなと。

それが駐車場になるのか公園なのかはよくわからんですけど。

下田寛委員長

それって、何か執行部から意見出ましたっけ。(「ない」と呼ぶ者あり)

ないですか。

どうでしょう。何か意見がありましたら。

西依義規委員

県との話で、道路事業を何とかっていうのはまだ取り下げてないみたいなお話あったやないですか、執行部さんから。それであると、やっぱり道路通すとそこを立ち退く人たちがいるんで、やっぱり何らかのこう、それは無理ですかね。

可能性として何か、もちろん暫定的で、市民の方から何しよっと、という話はあるんです

けど、まずは、新しい首長が……。

下田寛委員長

休憩入れます。

午前11時41分休憩



午前11時45分開議

下田寛委員長

それでは再開をします。

先ほどの、駅前の土地の活用方法についてというところですが、これも暫定的に土地の活用を検討してくださいということを、委員会の総意として総括でお伝えするということがよろしいでしょうか。

松隈清之委員

今回、財政を理由に駅を断念したじゃないですか。ただ、これ、じゃ5年後に動くのか10年後に動くのかわからんですけど、でも、いずれ多分将来的にまた駅って課題になると思うんですよ。

要は、もう駅周辺のための基金とかをつくって、その基金を積んでいって、今後いつになるかわからんけど事業に備えるっていうことも、やっぱり要るのかなあと思うんですよ。

だってあれ、ずっと課題でしょう、いずれにしても、何にしたって。

だから、当然、誰が首長になっても、今やらないとしても多分課題にはなるし、橋本さんがやるにしても変わるにしたって課題になるんで、ここは当面やらないのであればね、基金を積んで、やっぱり財政需要に備えるということも必要ではないかと、検討してほしいなと執行部には。これ本当、総括の中で、意見でいいんですけど。

下田寛委員長

という御意見ですが、いかがでしょうか。

以前、要はスタジアムをつくったときは財調を積み立てたのを一気に、じゃないんですか。
（「あれ、高架事業」と呼ぶ者あり）

ああ、高架の。あんとき、何か基金があったわけではないということですか。（発言する者あり）

あったんですか。

今、松隈委員からそのような御意見が出ましたが、いかがでしょうか。（発言する者あり）
じゃあ、どうでしょう、これは、個人的な総括として。

いいですか。

じゃあ、ほか、ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないですか。

今回、まだあるんですよ。じゃあ、次が陳情の協議結果について、ちょっとここまで終わらせたいんですが。

先日、陳情第14号と15号、協議をいただきましたが、一応このような形でまとめさせて、お手元にペーパーを配らせていただいておりますが、これについていかがでしょうか。

御異論がなければ、このような形で返信したいと思っておりますが、もし御意見等あれば、ここでいただきたいと思います。

西依義規委員

1枚目の最後、多分私が言った意見だと思うんですけど、要望いたしますの部分は尊重したい、もうちょっとこう、ちょっと書き方を変えられんかなと。

いや、皆さんがどう思われてるかわかりませんが、ここについては、先ほど松隈委員おっしゃった駅整備に関しては、もう課題であることは間違いないというようなイメージで言ったんですけど。

どういう——イメージが、僕が言いよったイメージとはちょっと何か、違うような。

具体的に文章ば言わないかんですね。

例えば、長期展望による整備計画を早急に取り組むことについては、例えば委員会としても進めていくべきではないかっていうところ、一委員の意見みたいに終わってるんで、何か。

下田寛委員長

文章として、そういった趣旨の部分はしっかりと尊重して、いわゆる趣旨採択として尊重させていただきますということが、もっとわかりやすい文章にしてほしいという（「との意見がありましたやけん、一部の意見にしか見えんけん、それじゃ。皆さんが、そうじゃなか、僕一人の意見やったら、もう意見でいいですけど」と呼ぶ者あり）

なるほど、ここの書き方を委員会、皆さんとして、そこの部分に関して多分異論はないと思いますがいかがでしょう。

このような趣旨はしっかりと尊重して、今後の議論に反映をさせていただくというようなイメージですね。（「2枚目もそんなやつやけん」と呼ぶ者あり）

その書き方を、しっかり趣旨を尊重させていただいて、今後の協議に反映させていただきますという流れに組みかえるということによろしいですかね。

いいですか。

それで、文書の整理はさせていただきたいと思います。

それで、今回もう一つ、タブレット中に——ちょっと、もう時間が時間なので午後に回したいと思いますが、以前ありました議会報告会の意見と対応というものをまとめていただいております。

これ、タブレットの中の、すいません、どこ……。

議会運営委員会ですかね。(発言する者あり)

議会運営委員会12月13日の資料02というところ、見てもらったらいいんですかね。

資料01と02がありますんで、02のほうに具体的な要望項目を広報広聴委員会が、皆さんでまとめてくださっております。全てなので結構な数があるんですか——もう見れてますかね。

今度、資料01というところに、広報広聴委員会から御提案もいただいてまして、いただいた意見をお返ししなければいけないというところで、この報告書の中の6ページ目に、例えばということで、総務文教委員会からの主な意見としてこのようなものが、すいません、報告書やけん4ページか。4ページの、一番下のところに、総務文教委員会の主な意見と提言というところで、都市整備、防犯防災について、なかよし会についてということでまとめていただいております。

それで、次のページにその回答書の例をお示しいただいております、このような形でお返事したものをホームページに載せるというようなこととお話をいただいております。だから、あとは、このまとめ方について、御意見をいただきたいなというところですが、せっかく広報広聴委員長いらっしゃいますんで御意見を、補足をいただければと思います。

西依義規委員

先ほどの、基里地区の陳情協議結果みたいな形で、一応流れとしては、この最後のフローがあるんですけど、この間やりました議会報告会を受けて広報広聴委員会ですっと仕分けをしたのを議長に報告書として出させていただきました。

そして、議長からは各常任委員会さんに協議をしてくれってということで、今、流れたという、あくまで試行というか試しのやり方で今回させていただいて各委員会で、ほかの2つの委員会でも同じような協議をいただいております。

あとは、ホームページには、例えば、例で新鳥栖駅のことが書いてありますけど、こういった形で委員会としては協議をしてまいりたいと思いますとか問題意識を市民の方と一緒にすよなのか、いやいや、これについてはもう対処しましたって書くのか、その辺についてど

ういうふうに答えを書くのかということもあります。

あと、聞いた話だと厚生常任委員会では、この資料02のほうを全部、一回皆さんで見られて、それを正副のほうでまたまとめられたということでございますので、どのやり方がいいのか、いろんな個人的意見もありましたので、一応、広報広聴のほうでこの都市整備と防犯防災となかよし会ということについて、総務文教常任委員会のほうでどのような協議をしていただきたいということで、今、委員長にはその説明をさせていただきました。

よろしく申し上げます。

下田寛委員長

何かありますか、竹下委員。

竹下繁己委員

委員長のおっしゃるとおりですよ。

下田寛委員長

ということで、まとめ方として何か御意見等あればいただきたいと思うんですけども。

一応、返答する回答に関しては、少なくとも委員会としてこの文言でいいよという確認までは取らないかんですよね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

ですね。（「諮っていくのか、やらないかぐらい」と呼ぶ者あり）

そのまとめ方についての何か御意見等ありましたらお願いしたいと思いますが。

今回は、初めてというのもあって、試行的なところがあると思うんですが、広報広聴でまとめていただいたこの3つのものに関して答弁案をつくって、それを皆さんにお諮りするという形で示したらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

いいですか、それで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあそれを、いつのタイミング、今議会終了までということですよ。（「いや、いつでもいいけど、できるだけ早く。ホームページに載せたいんで」と呼ぶ者あり）

早目がいいですよ。

西依義規委員

例えばここに、見本に書いてあるとおり、○都市整備についてで、新鳥栖駅を起点とした開発が進まないとか都市計画の見直しが必要ではないのかっていう、要は市民の方の意見ですよ。これを委員会が受けて、都市計画の見直しが必要ではない、必要と思われる方もおるし、必要でないと思われる方も多分いらっしゃると思うんですよ。その辺の協議をすることがまず大事なのかなと。

これをそのまま執行部に投げるっていう方法もあるけど、それはちょっとやめたいんで、

できたらここで協議をして、ある意味、今の流れとしては議会でも見直しが必要だという流れでございますとか。いやいや、まだ田んぼもいっぱいありますで都市計画の見直しはまだまだ早期、早いですとかそういう、何らかの協議をした結果、例えば2つの意見がありましたでもいいですけど、その協議の形を、していただくと一番理想。それはあくまで理想論です。

下田寛委員長

じゃあ、ちょっと別日を設けたほうがいいのかもしいですね。
ちょっと厳しいでしょう。(発言する者あり)
そうですね、もう12月は厳しいですかね。12月中がいいですよ。
なるべく早いうちがっていう。

西依義規委員

あくまで試行なんで、今回はこのやり方で書いていただいて、それを皆さんで同意ができればもうそれは、もちろん委員会としての協議結果なんで、そこは全然大丈夫です。

下田寛委員長

そうですね。
ちょっと休憩入れます。

午後0時2分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後1時30分開議

下田寛委員長

それでは、再開をしまして、これより総括を行います。

oooooooooooooooooooooooooooo

総 括

下田寛委員長

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通じ総括的に御意見等ございましたら

発言をお願いいたします。

なお、議案外の所管事務についての御意見などは採決後に時間を設けたいと思いますので、総括については付託議案の審査を通しての総括的な御意見をお願いいたします。

まずは、先ほどの自由討議の結果について、執行部に報告をさせていただきます。

先ほどの自由討議を踏まえまして、委員会の総意として、総括を2点申し上げたいと思います。

6月の総務文教常任委員会でも、総括において財政の見通しを立てるべきだと申し上げましたが、残念ながら今議会ではこの財政見通しも大きな原因の一つとなって鳥栖駅周辺整備は大きな方針転換が行われる結果となりました。この経緯と結果を受けまして、改めて財政見通しのあり方を早急に検討することが必要であると実感しております。

6月議会で申し上げた財政見通しの共有、また大型事業については、さらに長期にわたる財政見通しの検討が必要であり、これらの根拠が曖昧であったからこそ今回の混乱を招いたということもできます。

よって、委員会の総意として、今後市民に説明することを踏まえましても、今後の財政計画において執行部と議会が財政見通しを共有できる資料を提示していただくことを強く要望いたします。

もう一点。

駅周辺整備に関して、先行取得をしている鳥栖ビル跡地に関しては、暫定的に土地の利活用を検討することを委員会として要望をいたします。

以上となります。

それでは、委員の皆さんから総括ございましたらお願いをいたします。

松隈清之委員

今、財政見通しについては、委員会の総意としてなんですけれども、今回、駅周辺整備は橋上駅、自由通路を中心とするというか、そういう計画は断念をされました。しかしながら、鳥栖駅周辺というのが一貫して、ずっと課題になっていることはもう鳥栖市にとってのやはり事実だというふうに思います。

今回、その財政的なことを理由に断念をされましたけれども、鳥栖駅周辺についての課題は、繰り返しになりますが、あると。それを踏まえて、鳥栖駅周辺整備に係る基金を創設して、当面すぐ事業はできないとしても、将来的な整備に備えていくという必要があるのではないかというふうに思いますので、ぜひ、そういった鳥栖駅周辺整備に係る基金の設置について御検討いただきたいと申し上げておきたいと思います。

下田寛委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは総括を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

採 決

下田寛委員長

これより、採決を行います。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

下田寛委員長

まず、議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第30号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第28号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

下田寛委員長

次に、議案甲第28号 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



下田寛委員長

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任にいただくことに決しました。



報 告（総務部財政課、庁舎建設課）

佐賀県競馬組合の状況報告

市庁舎整備について

下田寛委員長

次に、執行部より議案外の報告の申し出がありますので、これをお受けしたいと思います。全部で2件ございますが、2件続けて報告をお願いいたします。

ファイルについては、議案外の報告04・05になります。

それでは、報告をお願いします。

姉川勝之財政課長

それでは、議案外ではございますが佐賀県競馬組合の状況の報告をさせていただきます。

フォルダーの中に、議案外の総務部分ということで、佐賀競馬組合の決算についての資料を載せさせてもらっておりますので、その参考資料の2ページ目をお願いいたします。

それでは、2ページ目について簡単に御説明をさせていただきます。

組合議会につきましては、平成30年11月28日に開催をされております。

全国の地方競馬をめぐる状況につきましては、多くの主催場で自場施設での発売額が減少し続けているということでございます。こうした中、前年度に引き続きまして、JRAインターネット投票システムなどで発売が好調を維持したということで、全主催者の売得金の総額は、前年度比113.5%と上回っているということでございます。

本県、佐賀県競馬組合におきましても、自場施設での発売分は減少しておりますが、インターネット投票の情報発信に努めるとともに南関東のほうにありますインターネット投票システム、SPAT4が、これまで佐賀競馬は通常土日開催日が多かったんですが、この日について、南関東については非開催日だったことにより購入ができなかったものが今年度より全レース購入可能となったことにより、引き続きインターネット発売が大幅に増加しているということでございます。

佐賀競馬の売得金といたしましては、前年度比で122%と前年度を上回っているということでございます。

一方、歳出面におきましては、インターネット発売金の増に伴います発売業務委託料の増やスタンド等の耐震補強改修工事など、施設の改善に係る費用の増等の要素はございますが、歳入から歳出を引いて翌年度繰り越すべき財源を差し引いた平成29年度の実質収支につきましては、1億1,863万2,000円の黒字ということになっております。

しかし、この実質収支に基金の積立金を加えて、前年度純繰越金と基金からの繰入金を差し引きました単年度実質収支額は3,955万2,000円の赤字ということになっております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

古澤哲也庁舎建設課長

それでは、続きまして、市庁舎整備について御報告を申し上げます。

新庁舎の配置計画（案）、それに外観デザイン（案）でございます。

ファイルのほうは、05のファイルのほうをごらんいただきたいと思います。

新庁舎の建物の位置につきましては、これまで御説明をいたしましたとおり、現在のグラウンド付近に配置を計画してございます。

車両の出入り口といたしましては、現在の南側出入り口と北側出入り口からの出入りを計画いたしております。青の矢印が車両の動線となります。また、敷地西側には臨時的出入り口を設置したいと考えております。

歩行者の動線につきましては、赤の破線の矢印の部分でございます。敷地の北側の東西には、児童の通学時の安全確保のために、歩道を設置したいというふうに考えております。

敷地の北東の多目的広場につきましては、日ごろはグラウンドゴルフなどの軽スポーツで

の利用、それに緊急時にはヘリポートとか災害関係機関の活動支援のスペースなどでの利用を計画しているところでございます。多目的広場には、緊急車両が北側の道路から直接出入りできるよう、出入り口も設置したいと考えております。

また、新庁舎と多目的広場の間の臨時駐車場につきましては、日ごろは献血車両の駐車スペース、また多目的広場と一体となった催し物などを開催するスペース。緊急時には、防災関係機関の車両の駐車スペースなどの活用を考えているところでございます。

車寄せの南側、ちょっと小さくて薄いんですけども、車椅子のマークがある部分につきましては、車椅子専用の駐車場を。道路を挟みましてその南側には、高齢者や妊婦の方など車の乗降に一定のスペースが必要な方のパーキングパーミットを庁舎近くに配置しているところでございます。

北別館、南別館につきましては、会議室、書庫、倉庫などを配置する計画としているところでございます。

次に、建物の外観デザイン（案）についてでございます。

1枚目は、建物の東側から見たデザインで、先ほどの配置計画図では車寄せのほうから見たデザインでございます。2枚目は、建物の南側から見たデザインでございます。

特徴といたしましては、大きな屋根のひさしで日射を反射することで、紫外線による外壁の劣化の進行をおくらせることで耐久性も向上いたしますし、また空調効率もよくなりまして、省エネルギー化にもつながるものというふうに考えているところでございます。

御報告は、以上でございます。

下田寛委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等ありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは、以上で議案外の報告を終わります。

〇〇〇

所管事務調査

下田寛委員長

以上で、付託議案の審査は終了いたしました。これ以外に当総務文教常任委員会の所管事項について御意見やお聞きしたいことなどありましたら、この際ですのでお伺いしたいと思います。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

以上で、所管事務についての協議は終了いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

下田寛委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、平成30年12月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時43分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 下 田 寛 ④

